

第2次 八千代町男女共同参画プラン 後期基本計画（案）

【令和7年度～令和11年度】

～ 女（ひと）と男（ひと）

ともに認め合い 誰もが輝けるまち ～

令和7年3月

八 千 代 町

は じ め に

町長顔写真

～町長挨拶文～

令和7年3月

八千代町長 野 村 勇

目 次

第 1 章 基本構想

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	2
3 計画の位置付け	3

II 計画策定の背景

1 世界の歩み	4
2 日本の歩み	5
3 茨城県の歩み	6
4 八千代町の歩み	7
5 八千代町男女共同参画講演会の歩み	8
6 八千代町を取り巻く現状	10
7 前期基本計画の評価	13

III 計画の基本理念

1 計画の基本理念	15
2 計画の基本目標	16
3 計画の体系	17

第 2 章 基本計画

基本目標Ⅰ 男女の人権尊重と平等意識づくり

主要課題1 男女平等の意識づくり	20
主要課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	23
主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	25

基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画推進社会づくり

主要課題1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	29
主要課題2 家庭生活・地域社会への男女共同参画の推進	33
主要課題3 国際社会への参画の推進	36

基本目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

- 主要課題1 雇用の場における男女平等の確保・・・・・・・・・・37
- 主要課題2 仕事と家庭の両立支援・・・・・・・・・・40
- 主要課題3 多様な働き方への支援・・・・・・・・・・43

基本目標Ⅳ 健やかで安心できる生活環境づくり

- 主要課題1 生涯を通じた健康への支援・・・・・・・・・・45
- 主要課題2 子どもが健やかに育つ環境整備・・・・・・・・・・46
- 主要課題3 高齢者、障がい者等に対する自立支援・・・・・・・・・・48

第3章 計画の推進体制

- 1 役所内における組織の充実・・・・・・・・・・52
- 2 推進体制の充実・・・・・・・・・・52
- 3 連携の強化・・・・・・・・・・52
- 4 目標値の設定・・・・・・・・・・53

資料編

- ・第2次八千代町男女共同参画プラン後期基本計画策定の経過・・・・・・・・56
- ・八千代町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱・・・・・・・・57
- ・八千代町男女共同参画プラン検討委員会委員名簿・・・・・・・・58
- ・男女共同参画に関する町民意識調査の概要・・・・・・・・59

第 1 章

基本構想

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきましたが、現実の社会において、まだ解決すべき多くの課題が残されています。

また、わたしたちを取り巻く社会環境は、急激な人口減少、超高齢化、国際化の進展、ライフスタイルの多様化など急速な変革を迎えています。

これらの社会情勢に的確に対応するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会の実現が求められています。

本町においても、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、令和2年3月に「第2次八千代町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を総合的に推進し、展開してきました。

本町では、計画期間の中間年度を迎え、これまでの取組や住民意識調査の結果、社会情勢の変化に対応し、男女共同参画の更なる推進を図るため、「第2次八千代町男女共同参画プラン後期基本計画」を策定しました。

2 計画の期間

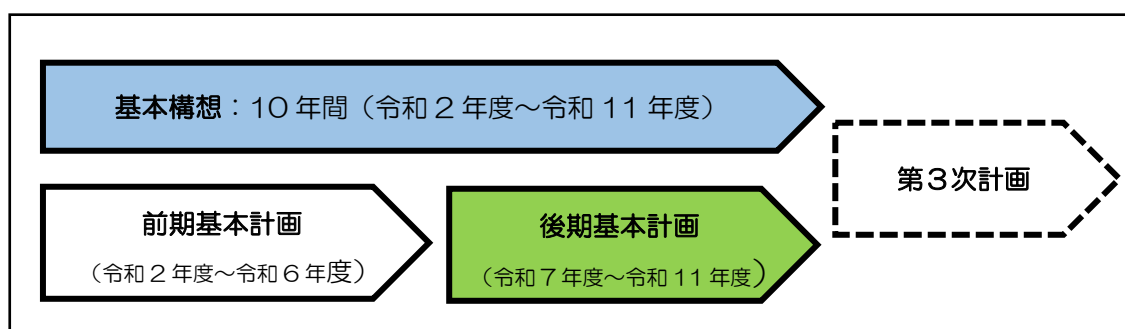
(1) 基本構想

本計画の計画期間については、広域的な動向、地域の特性を踏まえ、長期的な視点に立ち、男女共同参画を推進するために、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

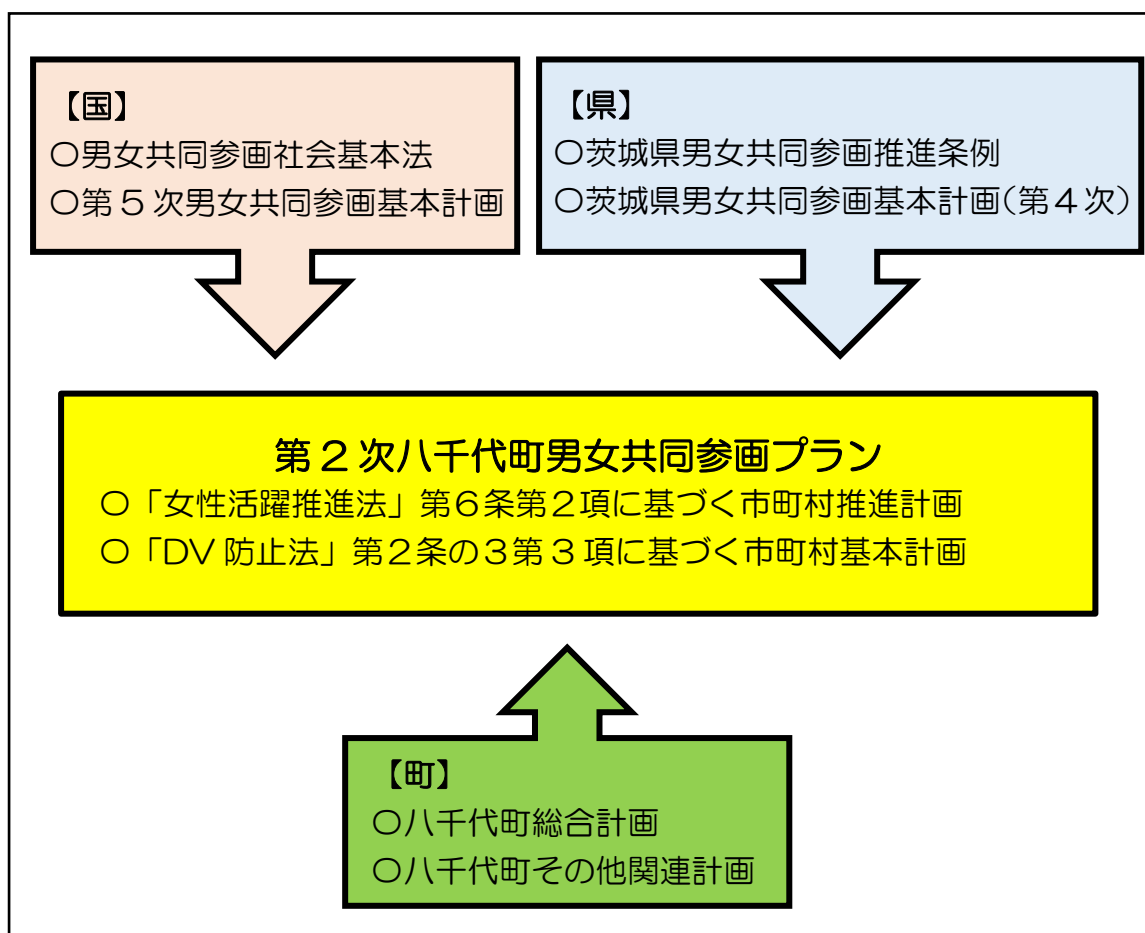
後期基本計画の期間は令和7年度から令和11年度の5年間とします。

後期基本計画が終了する令和11年度には、本計画の進捗状況や社会状況を勘案したうえで、本計画についての見直し作業を実施することとします。



3 計画の位置付け

- (1) 計画は、男女共同参画に関する施策について総合的、計画的に推進するため、その基本的な考え方と基本的方向を示すものです。
- (2) 計画は、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」と整合性を図りながら、町の特性を踏まえ作成するものです。
- (3) 計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という。）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として一体的に策定するものです。
- (4) 計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法という。）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として一体的に策定するものです。
- (5) 計画は、八千代町総合計画との整合性を持たせた計画とします。
- (6) 計画は、「男女共同参画に関する町民意識調査」（令和6年度に実施）の結果や、八千代町男女共同参画プラン検討委員会など町民参画により策定したものです。



Ⅱ 計画策定の背景

1 世界の歩み

年	内 容
昭和 50 年(1975 年)	・「国際婦人年」設定 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）開催 「世界行動計画」採択
昭和 51 年(1976 年)	・「国連婦人の 10 年」始まる（昭和 51 年～昭和 60 年）
昭和 54 年(1979 年)	・国連総会において、「女子差別撤廃条約」採択
昭和 60 年(1985 年)	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（ナイロビ）開催 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
平成 7 年(1995 年)	・第 4 回世界女性会議（北京）開催 「北京宣言及び行動綱領」採択
平成 12 年(2000 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）開催 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択
平成 17 年(2005 年)	・国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）開催 『「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言」採択
平成 22 年(2010 年)	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）開催 『「北京宣言及び行動綱領」及び「第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年の婦人の地位委員会の宣言」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言」採択
平成 23 年(2011 年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UNWomen）」発足
平成 26 年(2014 年)	・第 58 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）開催 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
平成 27 年(2015 年)	・国連「北京+20」記念会合（ニューヨーク）開催 『「北京宣言及び行動綱領」及び「第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言」採択 ・国連持続可能な開発サミット（ニューヨーク）開催 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択（目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）
平成 28 年(2016 年)	・G7 伊勢・志摩サミット開催 「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意
平成 31 年(2019 年)	・W20 日本開催（第 5 回国際女性会議 WAW！と同時開催）
令和 4 年(2022 年)	・第 66 回国連女性の地位委員会開催（ニューヨーク）

2 日本の歩み

年	内 容
昭和 20 年(1945 年)	・「衆議院議員選挙法」の一部改正により、婦人参政権が具体化
昭和 21 年(1946 年)	・「法の下での平等」が記された、「日本国憲法」公布
昭和 50 年(1975 年)	・総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題担当室」設置
昭和 52 年(1977 年)	・「国内行動計画」策定
昭和 60 年(1985 年)	・女子差別撤廃条約への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布 (同年、「女子差別撤廃条約」批准)
昭和 62 年(1987 年)	・ナイロビ将来戦略を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 6 年(1994 年)	・総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画推進本部」設置
平成 8 年(1996 年)	・「男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成 11 年(1999 年)	・「男女共同参画社会基本法」公布
平成 12 年(2000 年)	・「男女共同参画基本計画」策定
平成 13 年(2001 年)	・内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」公布
平成 15 年(2003 年)	・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」閣議決定 (社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が 2020 年までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記) ・「次世代育成支援対策推進法」公布
平成 17 年(2005 年)	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定
平成 19 年(2007 年)	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成 22 年(2010 年)	・「男女共同参画基本計画（第 3 次）」閣議決定
平成 26 年(2014 年)	・内閣府に「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置
平成 27 年(2015 年)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」閣議決定
平成 30 年(2018 年)	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布
令和 2 年(2020 年)	・「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 ・改正「女性活躍推進法」施行
令和 3 年(2021 年)	・改正「ストーカー規制法」施行

3 茨城県の歩み

年	内 容
昭和 53 年(1978 年)	・生活福祉部に「青少年婦人課」設置
昭和 55 年(1980 年)	・第 2 次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」位置付け
昭和 61 年(1986 年)	・新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参加の促進」位置付け
昭和 62 年(1987 年)	・「茨城県立婦人教育会館」設置
平成 3 年(1991 年)	・「いばらきローズプラン 21」策定 ・「茨城県女性対策推進本部」設置
平成 6 年(1994 年)	・福祉部に「女性青少年課」設置
平成 7 年(1995 年)	・茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」位置付け
平成 8 年(1996 年)	・「いばらきハーモニープラン」策定
平成 9 年(1997 年)	・「茨城県立婦人教育会館」の名称を「茨城県女性プラザ」に改称し 「茨城県鹿行生涯学習センター」を併設
平成 11 年(1999 年)	・「女性青少年課」が福祉部から知事公室へ組織改編
平成 12 年(2000 年)	・「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定
平成 13 年(2001 年)	・「茨城県男女共同参画推進条例」制定 ・「茨城県男女共同参画審議会」設置 (「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」とする名称の変更など推進体制を整備)
平成 14 年(2002 年)	・「茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)」策定 ・「男女共同参画苦情・意見処理委員会」設置
平成 17 年(2005 年)	・「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
平成 18 年(2006 年)	・「茨城県男女共同参画実施計画」策定
平成 23 年(2011 年)	・「茨城県男女共同参画基本計画(第 2 次)いきいき いばらきハーモニープラン」策定
平成 26 年(2014 年)	・「ウィメンズパワーアップ会議」設置
平成 27 年(2015 年)	・「ウィメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ! チャレンジ! いばらきウーマン!!～」を知事に提出
平成 28 年(2016 年)	・「茨城県男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定 ・「いばらき女性活躍推進会議」設置
平成 29 年(2017 年)	・「茨城県女性活躍推進計画」策定
平成 30 年(2018 年)	・「女性青少年課」を「女性活躍・県民協働課」に再編し、知事公室から県民生活環境部に組織改編
平成 31 年(2019 年)	・「茨城県男女共同参画推進条例」の一部改正(性的少数者への不当な差別的取扱いの禁止等)
令和 2 年(2020 年)	・「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「ダイバーシティ推進センター」設置
令和 3 年(2021 年)	・「茨城県男女共同参画基本計画(第 4 次)」策定

4 八千代町の歩み

年	内 容
平成 20 年(2008 年)	・「八千代町男女共同参画推進委員会」設置 ・「八千代町男女共同参画に関する町民意識調査」実施
平成 21 年(2009 年)	・「八千代町男女共同参画プラン検討委員会（第 1 次計画）」設置
平成 22 年(2010 年)	・「(第 1 次) 八千代町男女共同参画プラン」策定
平成 28 年(2016 年)	・「八千代町男女共同参画に関する町民意識調査」実施
平成 29 年(2017 年)	・八千代町男女共同参画推進委員会 レイクエコー研修 「男女共同参画とは」 ～茨城県の男女共同参画活動について～
平成 30 年(2018 年)	・八千代町男女共同参画推進委員会 レイクエコー研修 「男女共同参画社会の実現を目指して」 ～学習プログラムについて～
令和元年(2019 年)	・「八千代町男女共同参画プラン検討委員会（第 2 次計画）」設置 ・八千代町男女共同参画推進委員会主催 「男女共同参画に関する絵画コンクール」実施 (対象：町内各学校の小学 4、5、6 年生と中学生)
令和 2 年(2020 年)	・「第 2 次八千代町男女共同参画プラン」策定
令和 4 年(2022 年)	・八千代町男女共同参画推進委員会より「生理の貧困」に係る生理用品の町内小中学校への寄贈
令和 5 年(2023 年)	・機構改革により八千代町男女共同参画推進員会事務局が「まちづくり推進課」から「秘書課」へ変更
令和 6 年(2024 年)	・「八千代町男女共同参画プラン検討委員会（第 2 次計画後期基本計画）」設置 ・「八千代町男女共同参画に関する町民意識調査」実施
令和 7 年(2025 年)	・「第 2 次八千代町男女共同参画プラン後期基本計画」策定

5 八千代町男女共同参画講演会の歩み

(敬称略)

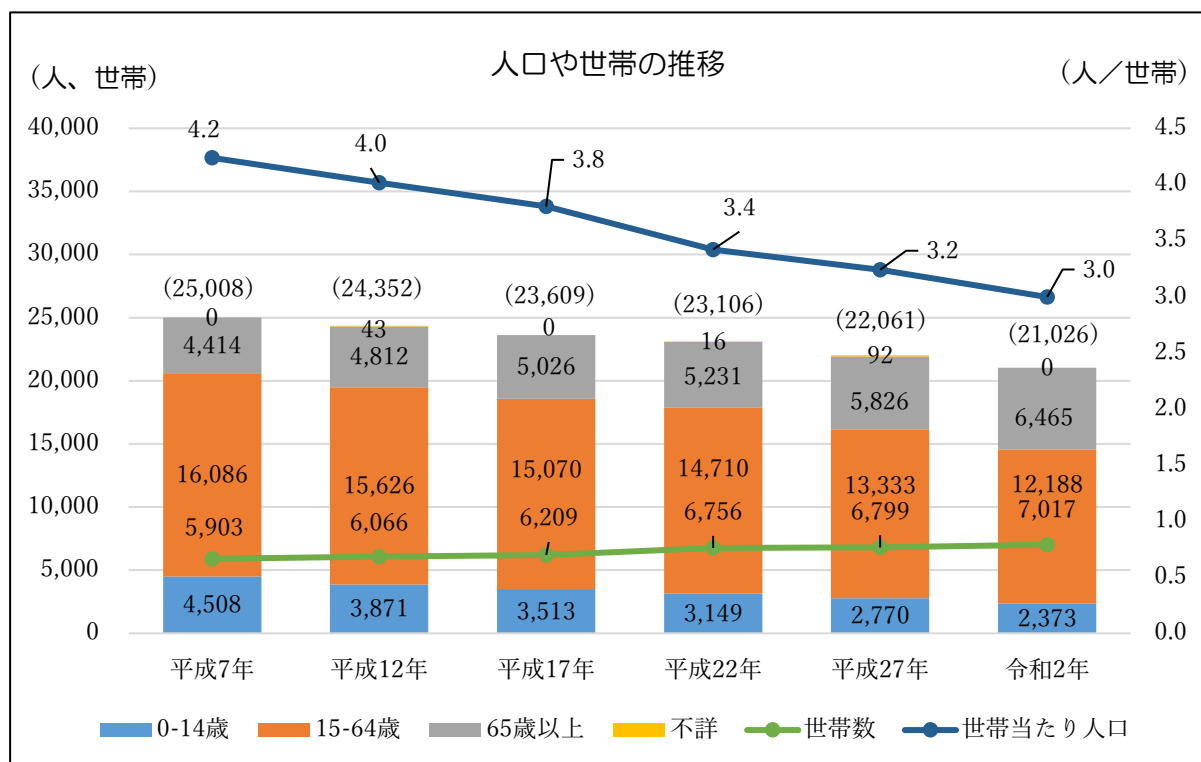
年 月 日	講 演 会	アトラクション
平成 22 年 (2010 年) 3 月 7 日	「子育て支援や家族経営協定から男女共同参画を考えよう」 ・茨城大学生涯学習教育研究センター准教授 長谷川 幸介 ・江戸文化・江戸しぐさ研究会主宰 外岡 仁	「尺八コンサート」 ・上野 悠山
平成 23 年 (2011 年) 2 月 27 日	「男と女に贈る『粋で楽しい人生設計』 ～男女共同参画社会をめざして～」 ・茨城大学生涯学習教育研究センター准教授 長谷川 幸介 ・江戸文化・江戸しぐさ研究会主宰 外岡 仁	「ミニコンサート『アルデンテ』」 ・ヴァイオリン・ピアノ 岡本 いづみ ・ヴァイオリン 岩田 美由紀 ・ピオラ 川崎 高広 ・チェロ 北澤 拓哉
平成 24 年 (2012 年) 2 月 26 日	「みんな楽しく生きるには…」 ・デイケアホーム飯田医院「つくばの里」施設長 小倉 洋子	「混声合唱」 ・混声合唱団 べるなーる八千代 指揮者 川澄 明子 ピアノ伴奏者 松田 典子
平成 26 年 (2014 年) 2 月 16 日	「多様なひとびとが参画できる男女共同参画社会を目指して ～男性も女性も、子どもから高齢者まで～」 ・独立行政法人国立女性教育会館 研究国際室 渡辺 美穂	「ソーラン踊り」 ・八千代ソーラン愛好会 絆
平成 27 年 (2015 年) 2 月 15 日	「男女（とも）に輝き 豊かに生きる社会へ ～実践的活動から進める男女共同参画～」 ・神栖市男女共同参画審議会会長 全国指導農業士連絡協議会女性理事 原 範子	「童謡コーラス」 ・八千代童謡 すみれ会
平成 28 年 (2016 年) 2 月 21 日	《基調提案・パネルディスカッション》 「話そう、働こう、育てよう。いっしょに。 ～男女共同参画の町を目指して～」 《講師・コーディネーター》 ・元 NHK アナウンサー・元デイケアホーム施設長・社会教育指導員・ケアマネージャー・介護保険認定調査員 小倉 洋子 【パネリスト】 ・八千代町老人保健福祉計画策定委員 吉川 真弓 ・八千代町立下結城小学校 学校評議員 小川 敏雄 ・八千代町農業委員会 会長 小竹 節 ・八千代町商工会 女性部 常任委員 岡田 ますみ	「和楽器演奏」 ・平井 丈史 ・お多福尺八の会

年 月 日	講 演 会	アトラクション
平成 29 年 (2017 年) 2 月 19 日	「男だって子育て、孫育て ～男性が子育てにか かわるとき心得なければならないこと～」 ・中央大学法学部 教授 廣岡 守穂	「男女共同参画紙芝居 『まあーるく さんかく』」 ・八千代町男女共同参画推進委員会
平成 30 年 (2018 年) 2 月 18 日	「夫婦のカタチ・家族のカタチ ～人生 100 年 時代をよりよく生きるためのヒント～」 ・茨城大学教育学部 准教授 佐藤 裕紀子	「オカリナ演奏『やさしい音色』」 ・ひばりオカリナクラブ ・ライリッシュ・オカリナ連盟 認定講師 西村 伸子
平成 31 年 (2019 年) 2 月 17 日	「人は見かけによらず…！？ ～考えよう 多様 な生き方 暮らし方～」 ・声楽家 河野 陽介	「大正琴演奏」 ・琴伝流 師範 飯山 静煌 ・きらめき琴の会 ゆうな
令和 2 年 (2020 年) 2 月 16 日	「笑顔のパパが家庭・地域を変える ～仕事も育 児も楽しむ方法～」 ・NPO 法人ファザーリング・ジャパン ファウンダー／代表理事 安藤 哲也	「町内中学校吹奏楽部 合同演奏」 ・八千代第一中学校吹奏楽部 ・東中学校吹奏楽部
令和 3 年 (2021 年) 2 月 21 日	「一歩踏み出せば 女性も地方も変わる」 ・BUSINESS INSIDER 統括編集長 ／AERA 元編集長 浜田 敬子 ※オンライン配信のみ	「応援団演舞」 ・茨城県立八千代高等学校
令和 4 年 (2022 年) 2 月 6 日	【八千代町制施行 50 周年記念講演会】 「男らしさ、女らしさってなんだろう？」 ・エッセイスト／タレント 小島 慶子 「子どもも大人も居心地の良い 学校・家庭・地域社会を目指して」 ・教育評論家／法政大学名誉教授 尾木 直樹 ※オンライン配信のみ	—
令和 5 年 (2023 年) 2 月 12 日	「新しい家族のあり方 ～パートナーシップと子育て～」 ・作家 鈴木 光司 ※会場＆オンライン配信	「女性に対する暴力をなくす運動 ミニコンサート」 ・茨城県警察音楽隊
令和 6 年 (2024 年) 2 月 18 日	「笑って学ぶ男女共同参画 ～落語と講演会～」 ・落語家 桂 右團治	「混声合唱」 ・混声合唱団 べるなー八千代
令和 6 年 (2024 年) 11 月 10 日	「子どものコミュニケーション力を育もう ～子どもの心に届く言葉かけを学びません か？～」 ・NPO 法人親子コミュニケーション アドバイザー 天野 ひかり	「創作田楽舞い」 ・NPO 法人 自然生クラブ

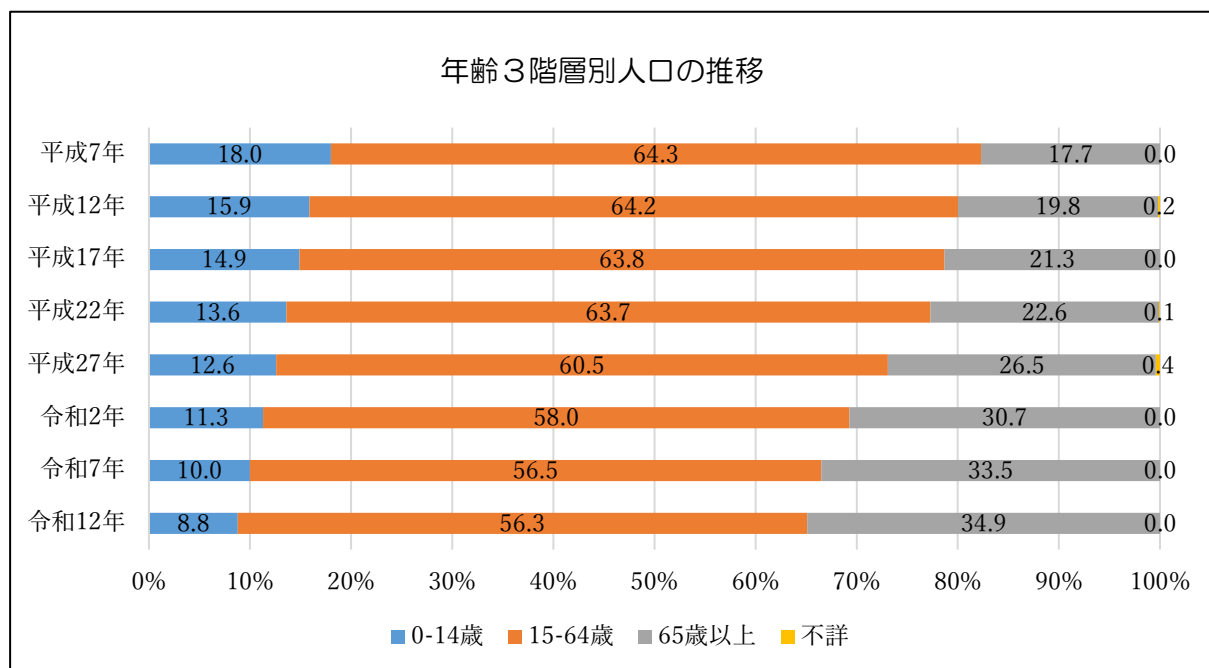
6 八千代町を取り巻く現状

(1) 人口や世帯の推移

本町の人口は減少傾向にあります。65 歳以上の人口は一貫して増加しており、令和 2 年では 6,465 人（30.7%）となっています。その一方で、0 歳から 14 歳の人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進展している状況で、年齢3階層別人口の推移では、令和 12 年に 0 歳から 14 歳の割合が 10%を下回る見込みとなっています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

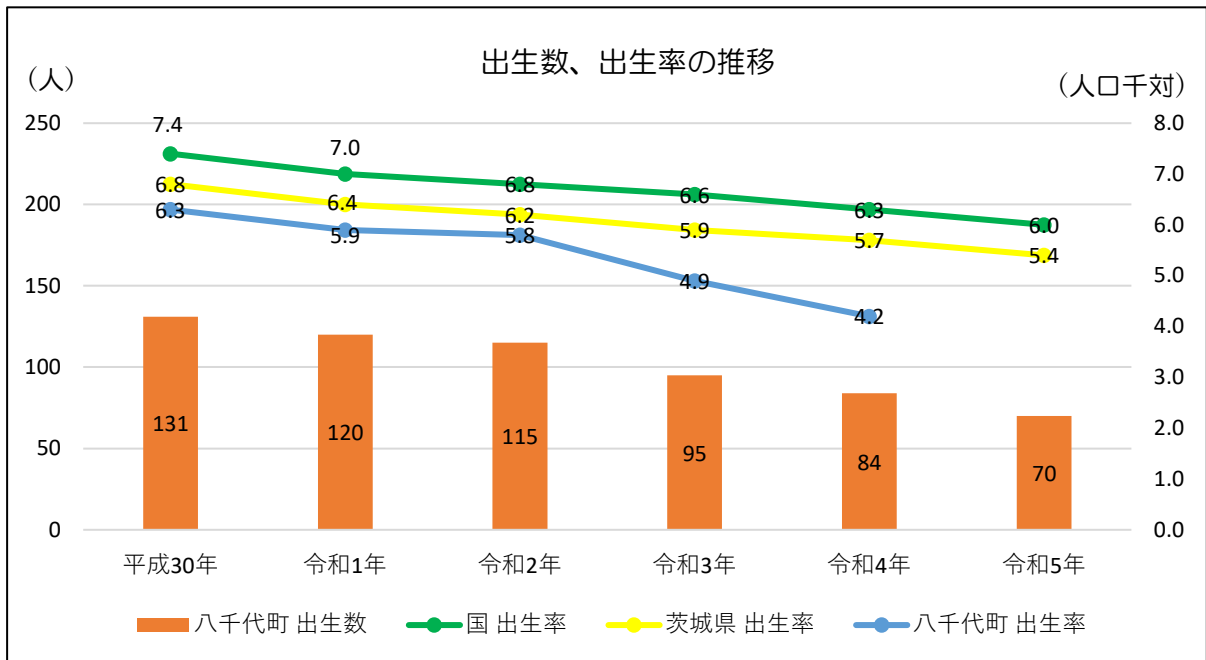


資料：【平成 7 年～令和 2 年】国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

【令和 7 年～令和 12 年】日本の地域別将来推計人口（市町村）のデータに基づく推計値

(2) 出生数、出生率の推移

本町の出生数は、年々減少しており、平成30年と令和5年を比較すると61人減少しました。また、出生率も年々減少しており、令和5年には、〇.〇%（確定値がでたら数値挿入予定）と過去最低の数字となっております。

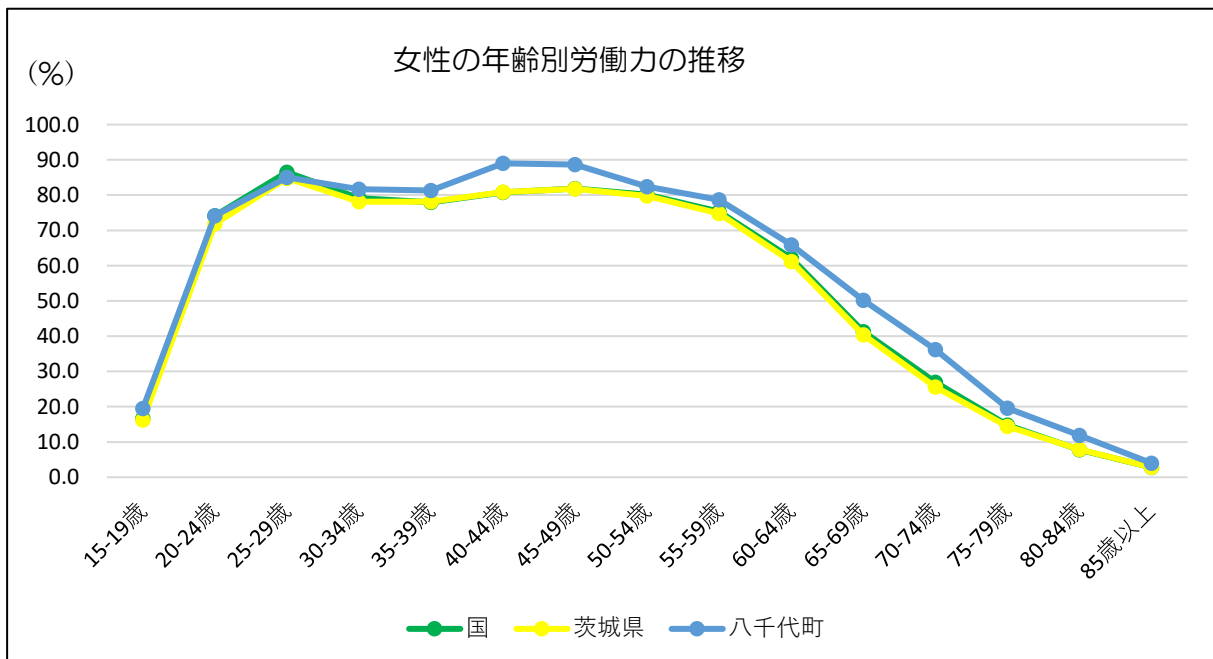


資料：茨城県人口動態統計（茨城県保健医療部保健政策課）

出生率とは、当該年における「出生数／総人口」に1,000をかけたものである。（人口千人対）

(3) 女性の年齢別労働力の推移

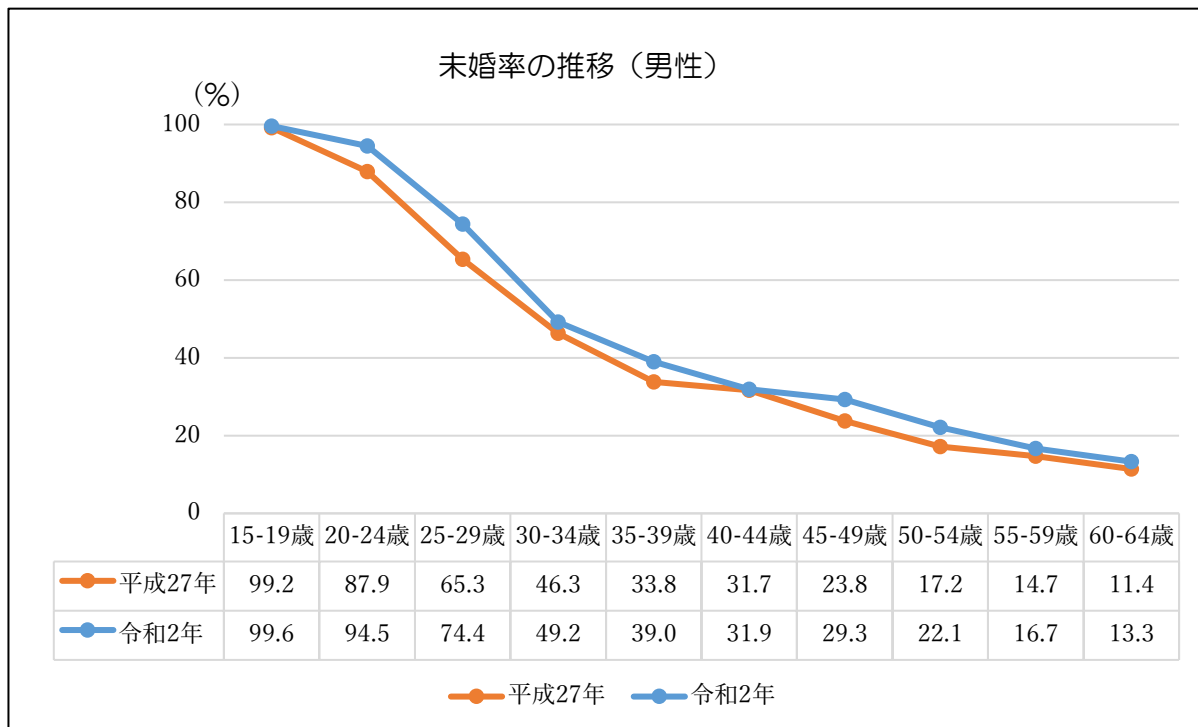
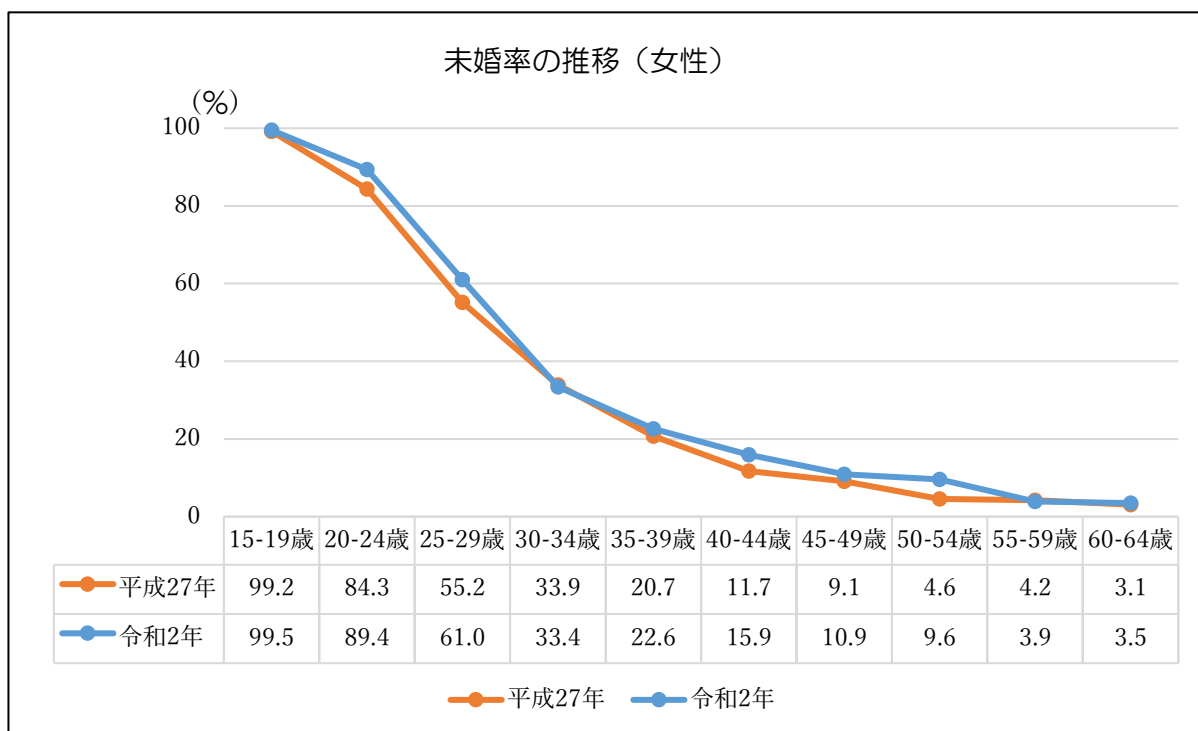
本町における女性の労働力は、ほとんどの年齢において国と県の割合を上回っていますが、30歳から34歳を谷とするM字カーブが描かれており、女性が結婚や出産のため離職する割合が多い様子が表れています。



資料：（総務省統計局「令和2年国勢調査結果」）

(4) 未婚率の推移

女性、男性ともに平成 27 年に比べ、令和 2 年の未婚率はほとんどの年代で上昇しています。特に 25 歳から 29 歳において、女性は 5.8%、男性は 9.1% 上昇しており、本町においても非婚化が進んでいる様子が伺えます。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

7 前期基本計画の評価

(1) 施策の進捗状況

前期基本計画の計画期間（令和2年度から令和6年度までの5年間）に、各施策が効果的に実施されていたかなどを調査するため、担当各課における達成度を調査したところ、以下の評価結果となりました。

なお、達成度については、A（概ね順調）、B（少し進んでいる）、C（進んでいない）の3段階で評価しています。

（令和5年度実績）

基本目標	具体的 施策数	達成度		
		A	B	C
I 男女の人権尊重と平等づくり	24	11	13	0
II あらゆる分野への参画推進社会づくり	20	10	8	2
III 男女がともに働きやすい環境づくり	10	1	9	0
IV 健やかで安心できる生活環境づくり	21	13	8	0
計	75	35	38	2

(2) 目標値の達成状況

前期基本計画策定時に設定した目標値の達成状況を調査するため、住民意識調査を実施したところ、以下の結果となりました。

基本 目標	内 容	実績値		目標値
		令和 2 年度	令和 6 年度	
I	「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合	—※	69.9%	50%
	「男女の地位の平等感」において、「家庭生活」が平等と思う人の割合	36.1%	35.2%	40%
	「DV の被害実態」において経験がある人の割合	A 34.6%	A 29.8%	全項目 0%
	A ののしったり大声でどなったりする	B 8.9%	B 10.2%	
II	町の審議会・委員会等の女性の構成割合	審議会等 14.8%	審議会等 16.3%	30%
		委員会等 15.2%	委員会等 15.2%	
	「性別役割分担意識」において、「男女で仕事、家事・育児を分担」と思う人の割合	71.6%	80.7%	80%
III	「職場における差別の実態」において、「差別はない」と答えた人の割合	(1) 60.0%	(1) 55.3%	全項目 5% 増加
	(1) 採用時の男女差別	(2) 50.2%	(2) 50.0%	
	(2) 賃金、昇格などにおける男女格差	(3) 52.2%	(3) 53.7%	
	(3) 女性が結婚や出産を理由に退職する慣例	(4) 56.7%	(4) 55.3%	
	(4) 育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気	(5) 70.2%	(5) 69.5%	
	(5) 性的いやがらせ（セクハラ）	(6) 49.8%	(6) 50.0%	
	(6) 男女で職務内容を固定的に分ける	(7) 63.3%	(7) 68.3%	
	(7) 女性だけがお茶くみ、掃除等の雑用を期待される	(8) 64.5%	(8) 64.6%	
	(8) 研修機会や研修内容での男女格差			
IV	直近 1 年間に健康診断を受けたと答えた人の割合	—※	86.2%	80%

※については、値が把握できていないため、「—」表記としています。

Ⅲ 計画の基本理念

1 計画の基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女は、法の下において平等です。男女共同参画社会を実現するためには、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることが重要です。

(2) 社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択

社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担や偏見が見受けられ、それが個人の能力発揮を阻害する要因となる恐れがありますので、見直すことが必要です。また、男女が性別にかかわらず多様な生き方を自らの意思で選択できる社会を築いていく必要があります。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域や団体などあらゆる場において、政策の立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

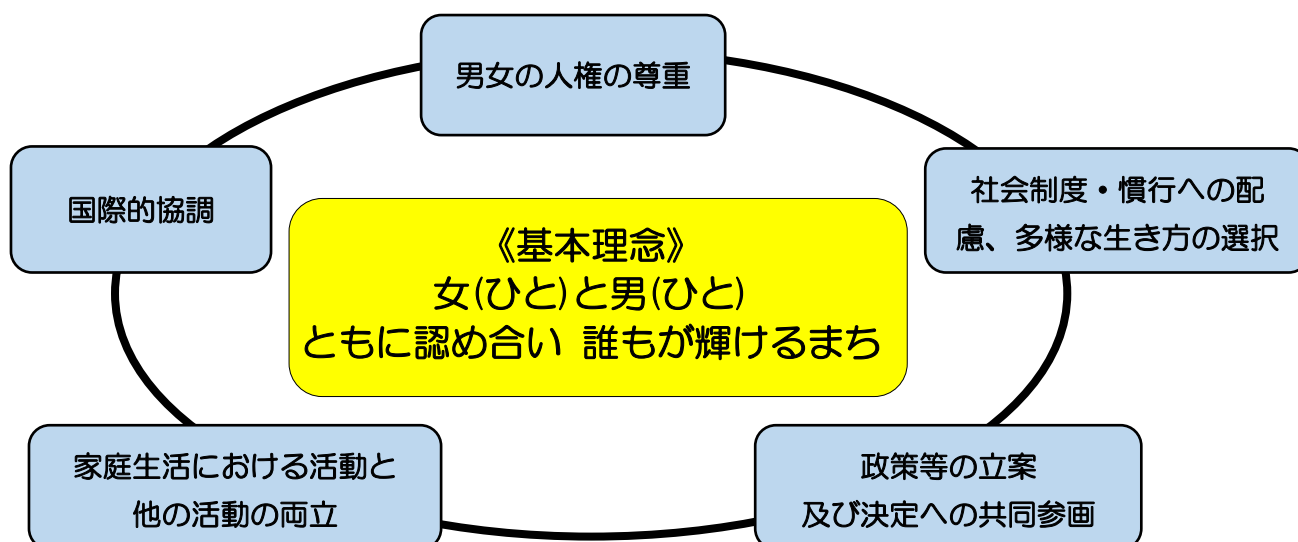
(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会参画していくためには、子育てや家族の介護、その他の家庭生活における活動について、家族を構成する男女が共に協力し合い家庭生活とそれ以外の活動を両立できるようにすることが重要です。

(5) 国際的協調

男女共同参画の取り組みは、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや、国際化の進展を踏まえて、国際的視点により施策を進めていくことが重要です。

以上の(1)から(5)を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。



2 計画の基本目標

基本理念のもと、以下の4点を本計画の基本目標とし、総合的かつ計画的な男女共同参画に関する施策の展開を図ります。

基本目標Ⅰ 男女の人権尊重と平等意識づくり

男女共同参画社会を実現していくためには、男女の人権を尊重し、平等意識をつくっていくことが重要です。

家庭、地域、職場等においての性別による固定的な役割分担意識を解消するため、あらゆる人へ意識啓発や法律・条例等の周知を図ります。また、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図るとともに、男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画推進社会づくり

誰もが自分らしく輝き、活躍していくためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される必要があります。

そのため、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するとともに、家庭生活・地域社会への男女共同参画を推進します。また、国内だけでなく国際的な立場からの男女共同参画についても情報を収集し、提供していきます。

基本目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

男女がともに働きやすく、性別にかかわらず能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていくために、職場環境の向上や、仕事と家事・育児・介護等を両立することができる環境整備に取り組みます。

基本目標Ⅳ 健やかで安心できる生活環境づくり

誰もが健やかで安心できる生活環境づくりを推進していくために、子どもから高齢者まで、全世代に対しての健康支援や生活環境整備を進めていきます。

また、子ども一人ひとりが健やかに安心して成長できるよう、子どものための相談支援体制の整備に取り組みます。

さらに、高齢者や障がいのある方の自立支援や福祉サービスの充実を図ります。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	主要課題	施策の方向
女(ひと)と男(ひと)ともに認め合い 誰もが輝けるまち	Ⅰ 男女の人権尊重と平等意識づくり	1. 男女平等の意識づくり	(1) 広報・啓発活動の推進
			(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
			(3) メディアにおける人権の尊重
		2. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1) 学校等における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
			(2) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
			(3) 生涯学習を通しての男女共同参画の推進
		3. 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進
			(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
			(3) 被害者の保護・支援体制の整備
	Ⅱ あらゆる分野への参画の推進	1. 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用
			(2) 町・事業所・団体における女性の参画促進
			(3) 町・事業所における女性の活躍推進
		2. 家庭生活・地域社会への男女共同参画の推進	(1) 固定的な性別役割分担の解消
			(2) 家事・育児・介護等に対する女性への適正な評価と男性の参画促進
			(3) 地域活動への共同参画の推進
	Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり	1. 雇用の場における男女平等の確保	(1) 雇用機会均等法等関係法の周知
			(2) 女性の能力発揮のための支援
		2. 仕事と家庭の両立支援	(1) 職場における両立支援の推進
			(2) 子育て支援策の充実
		3. 多様な働き方への支援	(1) 多様な就業形態における労働条件の向上
			(2) 農業・商工業等自営業における労働条件の整備
			(3) 起業・再就職等への支援の推進
	Ⅳ 健やかで安心できる生活環境づくり	1. 生涯を通じた健康への支援	(1) 心と身体の健康づくりへの支援
			(2) 母子保健サービスの充実
		2. 子どもが健やかに育つ環境整備	(1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備
			(2) 児童虐待防止の推進
			(3) 子どものための相談支援体制の整備
		3. 高齢者、障がい者等に対する自立支援	(1) 高齢者・障がい者の自立支援
			(2) 社会全体での介護支援・障害福祉サービスの充実

第2章

基本計画

基本目標Ⅰ 男女の人権尊重と平等意識づくり

主要課題 1 男女平等の意識づくり

【現状と課題】

八千代町が令和 6 年 9 月に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」の中で男女の地位の平等感について調査した結果、平成 28 年度と令和 6 年度の調査結果を比較すると「職場」、「余暇の機会」において、「平等」と答えた人の割合は増加したものの、男性が優遇されていると答えた人が、「政治の場」で 78.9%、「社会通念・慣習・しきたり」で 72.3%、「町内会、自治会などの住民組織の中」で 62.0%、「家庭生活」で 50.9%、「職場」で 50.9%となり、今もなお回答者の半数を超える人が男女の不平等を感じている状況です。

また、男女共同参画に関係する法律や制度が整備されてきていますが、まだ家庭、地域、職場などにおいて、性別による固定的な役割分担意識が残っています。

このようなことを踏まえ、家庭、地域、職場などにおいて性別による固定的な役割分担意識の解消のため、広報紙やホームページなどの広報媒体を通じて、意識啓発や法律・条例等の周知を図る必要があります。さらに、社会制度や慣行については、見直しをしていくための情報提供をしていくことが必要になってきます。

メディアにおける人権の尊重においては、多様なメディアがある中で、男女の人権尊重の配慮に欠けた表現や男女共同参画の視点に欠けた表現で情報が発信されることのないように配慮する必要があります。そして、さまざまな情報を選択し、理解し、活用していくなどの判断力とその利用能力の向上を身につける必要があります。

【数値目標】

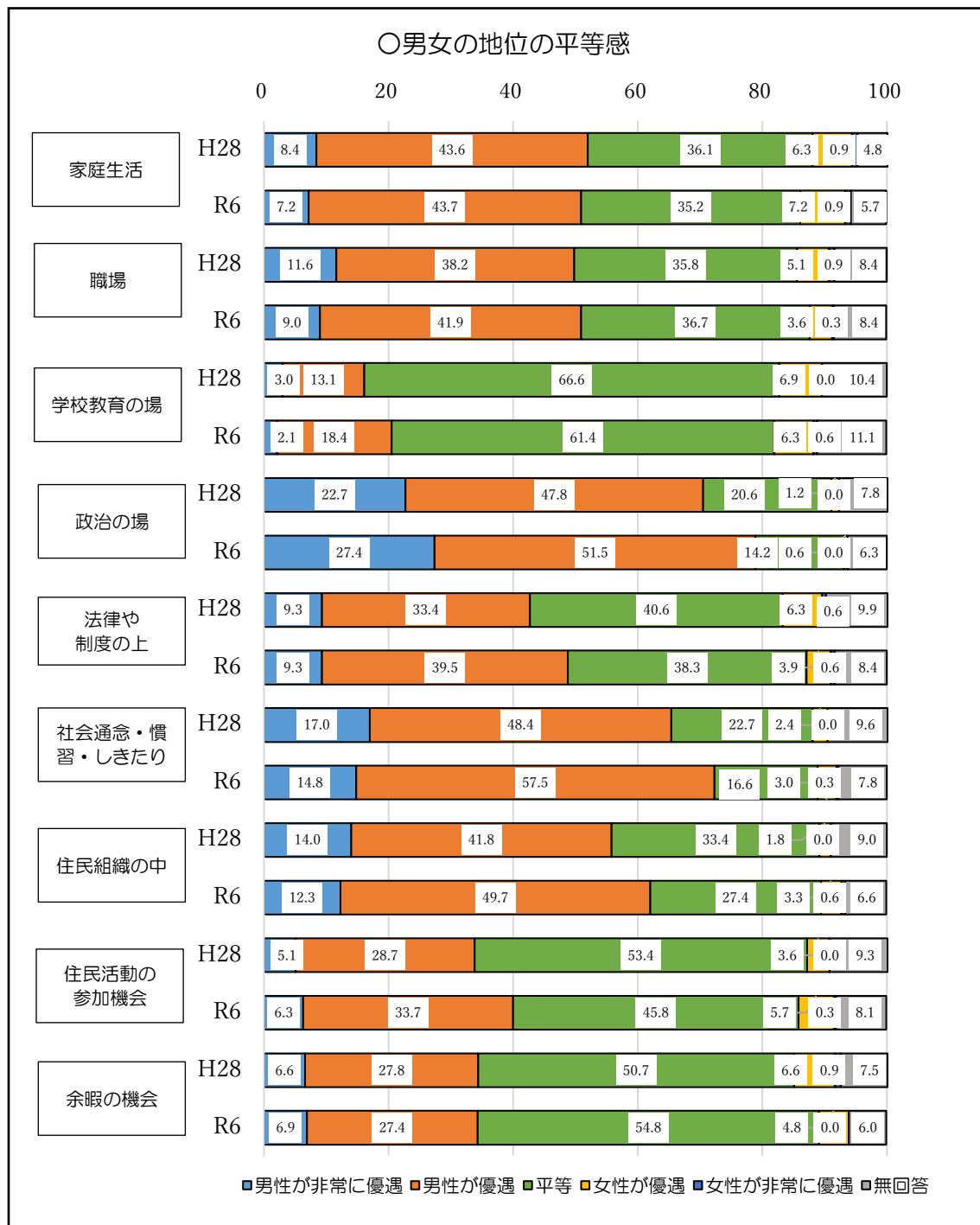
内 容	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合	69.9%	75%
「男女の地位の平等感」において、「家庭生活」が平等と思う人の割合	35.2%	40%

【施策の方向】

(1) 広報・啓発活動の推進

施 策	概 要	担 当 課	区分
男女共同参画に関する情報の提供	国、県、自治体等が発行する男女共同参画の情報紙等を提供し、啓発活動を行う。	秘書課	継続

施 策	概 要	担 当 課	区分
男女共同参画推進委員との連携による啓発	県が委嘱している推進委員と町が委嘱している推進委員が連携し広報・啓発活動を行う。	秘書課	継続
男女共同参画に関する講演会等の実施	男女共同参画に対して関心を持たせるための講演会等を開催し、理解を深めていく。	秘書課	継続
広報紙・ホームページ等による広報活動の充実	既存の広報手段を活用して、広報活動の充実を図る。	秘書課	継続



(平成 28、令和 6 年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より)

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

施 策	概 要	担 当 課	区分
男女共同参画に関する法令、計画等の周知	男女共同参画社会基本法等の関係法令の周知や町参画プランの周知を図る。	秘書課	継続
社会制度・慣行に関する調査	あらゆる分野において、男女共同参画の視点で、地域の社会制度・慣行について、調査・研究する。	秘書課	継続
社会制度・慣行の見直しに関する意識啓発	男女共同参画社会を推進する上で障害となる社会制度・慣行について見直すための意識啓発を図る。	秘書課	継続

(3) メディアにおける人権の尊重

施 策	概 要	担 当 課	区分
人権を尊重した表現を推進するための啓発活動	男女共同参画の視点に立った情報の発信について、人権尊重を配慮した表現になるよう啓発する。	秘書課	継続
印刷物における表現の見直し	公共の広報・出版物において男女共同参画の視点に立った表現、内容の見直しを図る。	全庁	継続
情報活用に関する意識啓発	さまざまな情報を活用する判断力の向上と活用能力の向上について啓発を図る。	秘書課	継続
青少年を取り巻く有害環境の排除	青少年への有害図書類の販売や閲覧等を禁止し、青少年の健全な育成に向けた社会環境づくりを推進する。	生涯学習課 学校教育課	継続

主要課題２ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりを進めるためには、男女の人権を尊重し、平等意識をつくっていくことが重要なものとなります。一人ひとりが男女共同参画について正しい知識を持つためには、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野における教育・学習の役割は大変重要です。

学校教育においては、発達段階に応じて男女の平等意識づくりや個性を尊重した教育の充実が求められています。また、学校教育関係者には、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を図るための研修の充実が求められます。

さらに、家庭や地域における男女のあり方は、子どもの男女平等意識の形成にたいへん重要なものとなります。家庭、地域においても、子どもたちが自分らしさを発揮できるような教育・学習の充実が求められます。

また、社会情勢の変化により、教養や趣味などの学習意欲が一層高まり生涯学習の重要性が増しています。そのため、学習意欲や能力、適性に応じ、多様な学習活動ができるような体制づくりが求められます。

【施策の方向】

(１) 学校等における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施 策	概 要	担 当 課	区 分
男女の人権教育・平等教育の充実	教育のあらゆる分野で人権を尊重する教育及び男女平等教育を実施する。	学校教育課 生涯学習課	継続
家庭科学習の充実	家族と家庭生活に関する学習の充実を図る。	学校教育課	継続
教職員への男女共同参画に関する研修等の充実	男女共同参画社会の理解を深めるために研修会等の充実を図る。	学校教育課	継続

(2) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

施 策	概 要	担 当 課	区分
家庭教育学級の開催	家庭教育に関する学習活動を、計画的・継続的に行い、子どもたちが健やかに成長するための環境の整備を行う。	生涯学習課	継続

施 策	概 要	担 当 課	区分
地域活動における男女共同参画への理解の促進	行政区活動やコミュニティ活動において男女共同参画の理解を深める。	秘書課	継続

(3) 生涯学習を通しての男女共同参画の推進

施 策	概 要	担 当 課	区分
生涯学習機会の充実	生涯を通じて、各自が自由に学習機会を選択できるようにする。	生涯学習課	継続
教室・講座における男女共同参画の推進	各種教室や講座において、男女共同参画を推進するための啓発を行う。	生涯学習課 秘書課	継続
女性のための研修・学習活動の充実	生涯学習分野において活躍している女性団体の支援とリーダーの養成を図る。	生涯学習課	継続

主要課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

近年、大きな社会問題となっているのが暴力に関する問題です。配偶者や恋人等の親密な関係にある男女間であっても、身体的・精神的な暴力（ドメスティック・バイオレンス）、相手方の意に反して性的な嫌がらせをする行為（セクシュアル・ハラスメント）、その他さまざまな性犯罪などは、著しく人権を踏みにじる行為であり、男女共同参画社会を実現していくために、一人ひとりが理解し克服していかなければならない大きな課題です。

しかし、近親者への暴力は、暴力をふるう側にも受ける側にも、それが犯罪であり社会問題である認識が少なく、これらの暴力は家庭や職場などの身近な関係の間で発生することが多いため、なかなか表面化しない現状です。

町民意識調査によると、「げんこつで殴ったり足でけったりする」の被害を受けたことのある女性は 10.1%、また男性は 4.9%となっています（27 ページ参照）。

このような暴力に対して、防止対策と被害者の保護・支援体制の整備を進めると同時に、国、県及び関係機関と連携を図っていくことが重要となっています。

【数値目標】

内 容	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
「DV の被害実態」において経験がある人の割合 A ののしったり大声でどなったりする B 外出を禁じたり、交友関係を監視する C げんこつで殴ったり足でけったりする D いのちの危険性を感じるような暴力をふるう	A 29.9% B 10.2% C 7.2% D 2.7%	全項目 0%

【施策の方向】

(1) ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進

施 策	概 要	担 当 課	区分
ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発活動の推進	配偶者等からの暴力防止を推進するための広報啓発活動を行う。	こども家庭課	継続

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

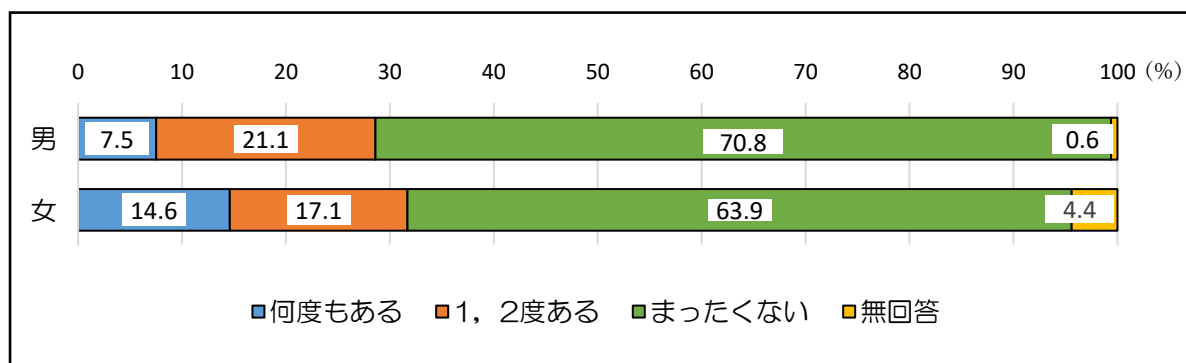
施 策	概 要	担 当 課	区分
セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発活動の推進	セクシュアル・ハラスメント防止を推進するための広報啓発活動を行う。	福祉介護課	継続

(3) 被害者の保護・支援体制の整備

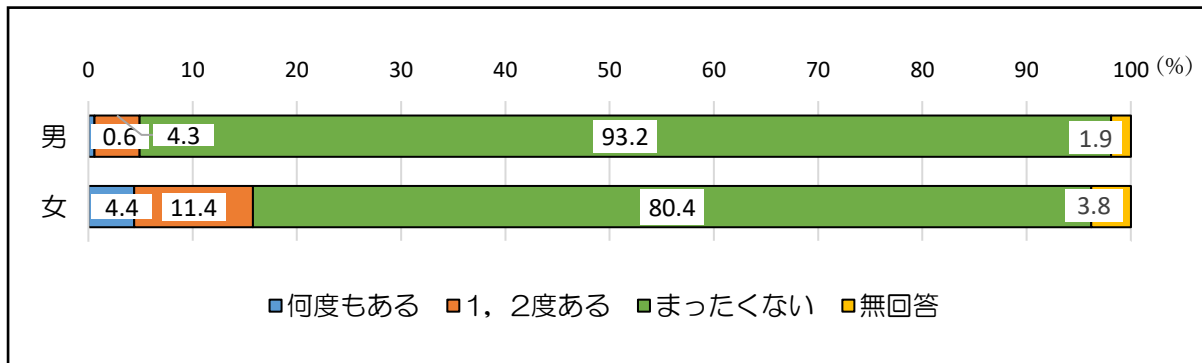
施 策	概 要	担 当 課	区分
被害者保護の徹底	関係部署と情報を共有するなど、連携を密にし、ドメスティック・バイオレンス被害者へ迅速かつ適切な支援と保護の徹底に努める。	全庁	継続
相談体制の整備	ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等により被害を受けたことによる相談体制の整備について調査研究し設置を検討していく。	こども家庭課	継続
関係機関との連携強化	被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター、茨城県女性相談センター、警察などと連携を強めていく。	こども家庭課	継続

○ドメスティック・バイオレンスの被害実態

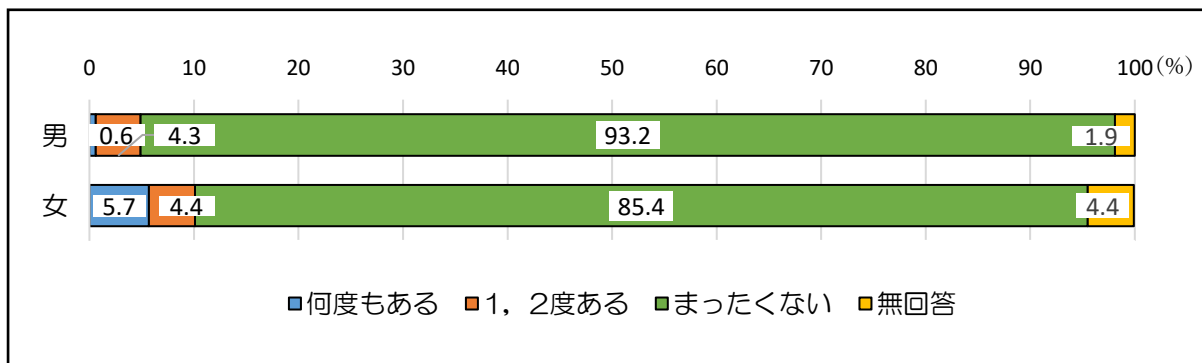
【ののしったり大声でどなったりする】



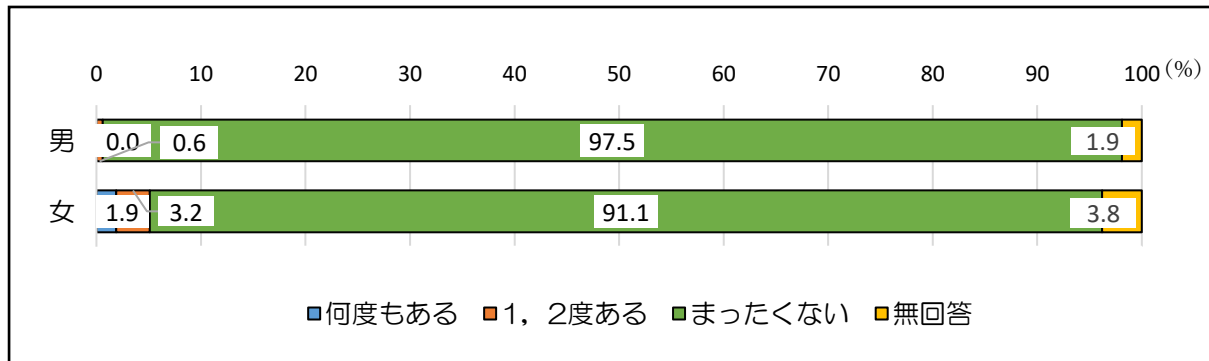
【外出を禁じたり、交友関係を監視する】



【げんこつで殴ったり足でけったりする】



【いのちの危険性を感じるような暴力をふるう】



(令和6年度八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より)

○ドメスティック・バイオレンス被害の相談状況

【被害を相談した人の相談先（複数回答）】

（単位：人）

	友人 知人	家族	警察	医師	公的機関や 相談窓口
全 体	23	17	6	3	3
男	5	5	0	0	0
女	17	12	6	3	3

	民間の機関	その他	誰にも相談していない	無回答
全 体	2	2	41	18
男	0	0	23	12
女	2	2	17	6

【被害を相談しなかった人の理由（複数回答）】

（単位：人）

	相談する ほどでは ない	自分も悪 いと思っ た	我慢すれ ば何とか なる	相談して も解決し ない	世間体が 悪く相談 できない	他人を巻 き込みた くない
全 体	28	21	6	5	0	3
男	17	14	3	1	0	1
女	10	6	3	4	0	2

	どこに相 談するか わからな い	思い出し たくない	仕返しが 怖い	相談先へ の不安	その他	無回答
全 体	0	1	3	0	2	7
男	0	0	1	0	1	4
女	0	1	1	0	1	3

（令和6年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より）

基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画推進社会づくり

主要課題1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法が平成 27 年に成立しました。これにより国や地方公共団体、民間事業主は女性の採用比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、女性管理職比率などの状況把握や分析を行い、定量的目標や取組内容などを定めた事業主行動計画を策定・公表することになりました。

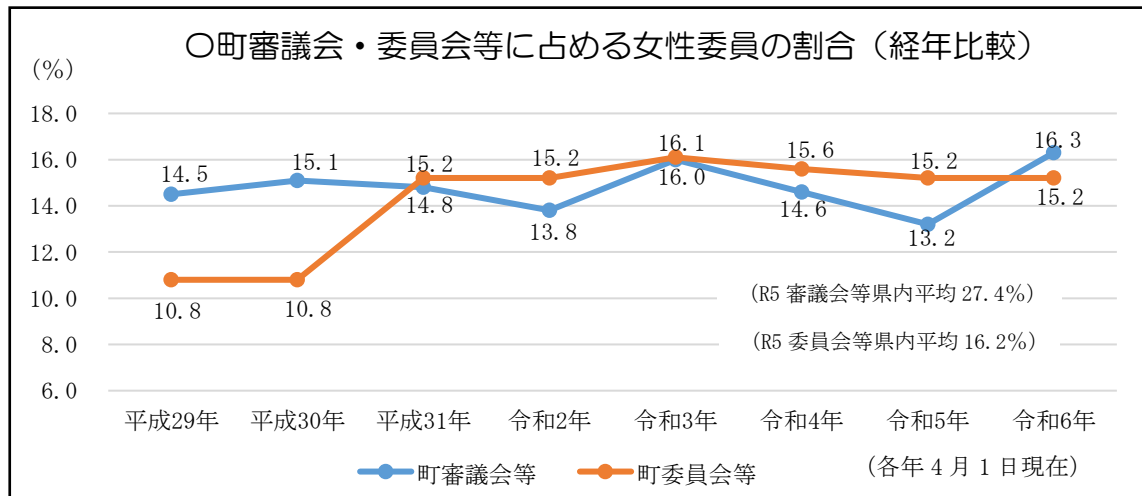
町民意識調査による男女の地位の平等感についての結果（21 ページ参照）をみると、男性が優遇されていると答えた人が、「政治の場」で約 8 割、続いて「社会通念・慣習・しきたり」、「町内会、自治会などの住民組織の中」、「家庭生活」、「職場」でいずれも 5 割を超えている現状です。また、女性の意見を行政に反映させる方法として（30 ページ参照）、「女性一人ひとりが行政の政策にもっと関心を持つようにする」が最も多く 21.3%（男性 19.9%、女性 23.0%）、次いで「行政機関全体が女性の意見や考えについてもっと敏感になる」が 21.0%（男性 17.2%、女性 25.5%）となっています。

また、八千代町における審議会等（地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等）に占める女性委員の割合（令和 6 年 4 月 1 日現在）は 16.3%、委員会等（地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会等）に占める女性委員の割合（令和 6 年 4 月 1 日現在）は、15.2%となっています。茨城県内の市町村平均（令和 5 年 4 月 1 日現在）では、それぞれ 27.4%、16.2%となっています。

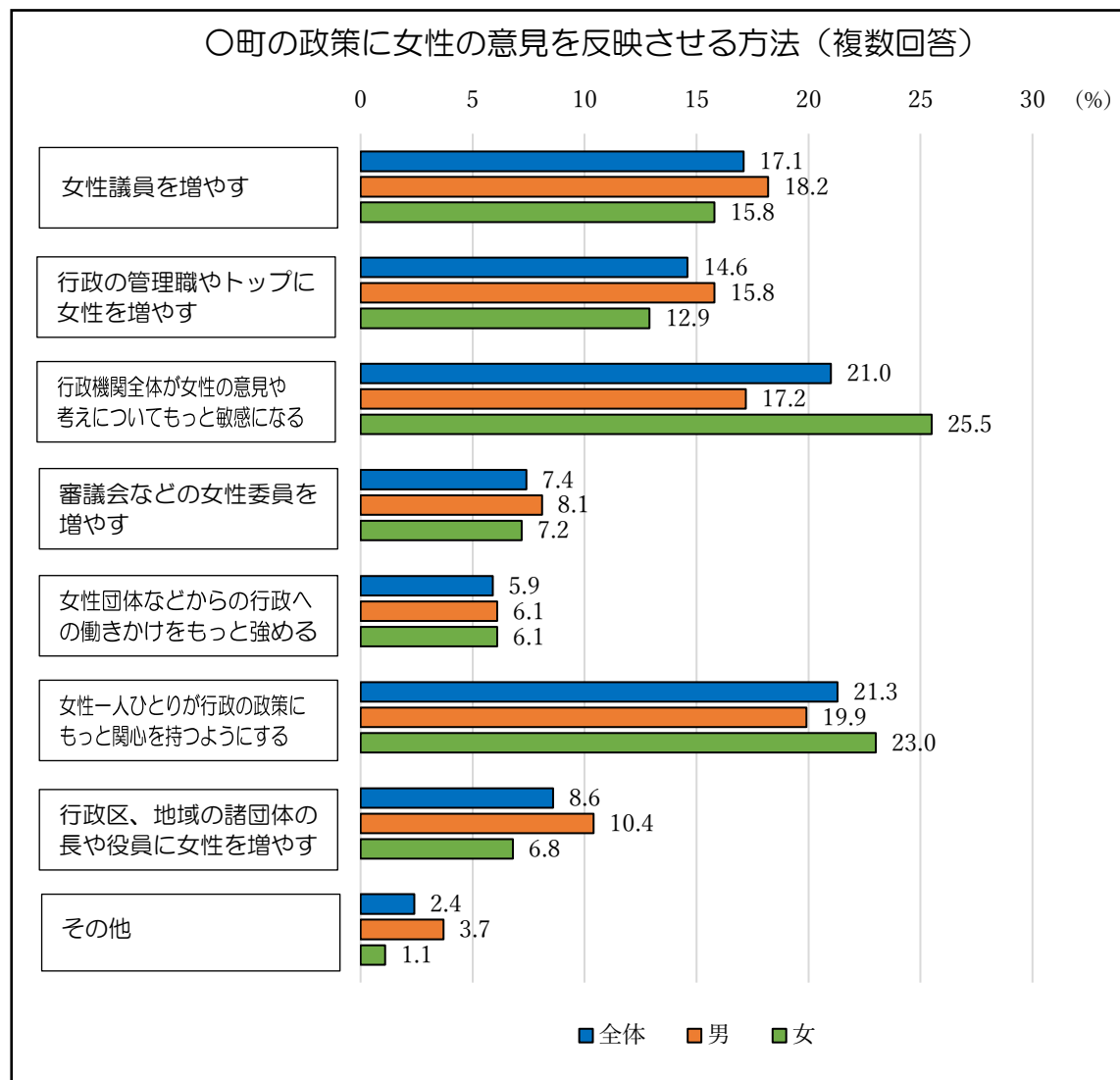
女性の社会進出は、まだまだ進んでいないとみられます。今後もあらゆる分野で多くの女性を登用するよう努める必要があります。

【数値目標】

内 容	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
町の審議会・委員会等の女性の構成割合	審議会等 16.3% 委員会等 15.2%	30%



（地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査より）



（令和 6 年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より）

【施策の方向】

(1) 審議会・委員会等への女性の積極的登用

施 策	概 要	担 当 課	区 分
町の審議会・委員会等への女性委員の積極的登用	政策・方針決定の場への女性参画を進めるため、審議会・委員会等への女性委員の積極的登用を図る。	全庁	継続
町の審議会・委員会等の公募制導入	女性が積極的に参画できるよう推進する。	全庁	継続
参画意識の啓発	審議会・委員会等への女性の参画意識啓発を行う。	秘書課	継続

(2) 町・事業所・団体における女性の参画促進

施 策	概 要	担 当 課	区 分
町・事業所・団体などにおける慣習・しきたり等の見直しのための啓発	性別による固定的な役割分担の意識解消や慣習・しきたりの見直しのための啓発活動を行う。	秘書課	継続
町の女性職員の職域の拡大と管理職への登用	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置するとともに、能力に応じ管理職への登用を進める。また、職員研修により人材の育成を図る。	総務課	継続
事業所・団体への情報提供、啓発	事業所・各種団体に対して、女性の職域拡大や女性管理職の登用などについて、情報提供や啓発を行う。	秘書課	継続
地域活動などの方針決定の場への参画促進	行政区やPTA、ボランティア活動など地域活動の組織・団体等への女性参画の促進を行う。	秘書課 生涯学習課	継続
町政における女性の意見の反映	女性が町政について自ら学習し、理解を深め、町に提言できる組織を検討する。	秘書課	継続

(3) 町・事業所における女性の活躍推進

施 策	概 要	担 当 課	区分
女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の調査及び公表	女性活躍推進法に基づき、町が作成した事業主行動計画の進捗調査を行い、状況の把握及び分析し調査結果を公表する。	総務課	継続
事業所への女性活躍推進法の周知及び啓発	町内の事業所に対して、女性活躍推進法について周知し、事業主行動計画の策定について啓発を行う。	秘書課	継続

主要課題2 家庭生活・地域社会への男女共同参画の推進

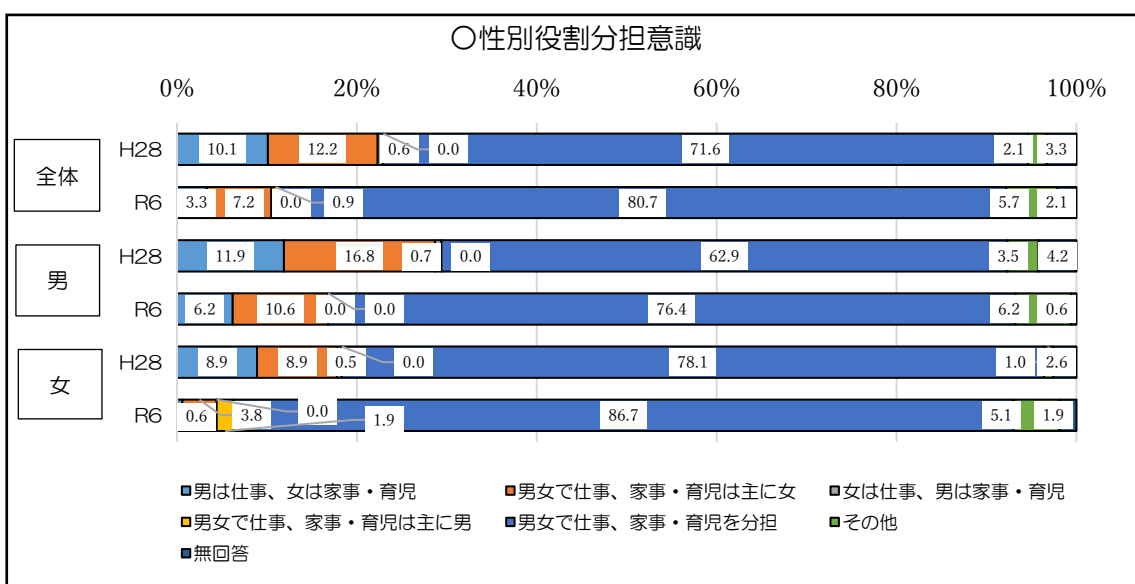
【現状と課題】

町民意識調査による性別役割分担意識の調査項目において、平成 28 年度と令和 6 年度の結果を比較すると、「男女で仕事、家事・育児を分担」と答えた人が、男性が 13.5 ポイント、女性が 8.6 ポイント増加し、「家事や育児は女性」と答えている人は、全体で 22.3%から 10.5%へ半分以上減少しており、性別による役割分担意識が変わりつつあります。また、地域活動への参加実態の調査項目においては、令和 6 年度に「参加したことがある」と答えた人の割合が、平成 28 年度と比べ、大半の項目で減少がみられるものの、女性の「役員経験あり」と答えた人が「町内会・自治会」4.0 ポイント、「子ども関連」4.9 ポイント、「PTA や保護者会」4.9 ポイント、それぞれ増加しており、女性の地域活動への参画が進んできていることが分かります。

今後、より男女が個性や能力を発揮し仕事をしたり、安心して子どもを産み育てることができる社会を形成していくためには、仕事と育児・介護などの両立が必要です。家事・育児・介護など家庭での活動を女性が担っていることが多い場面において、男性の積極的な参画の推進が求められます。また多様な家族形態がみられるなど地域社会の変化に伴い、職場・家庭・地域のバランスのとれた生き方が求められているなか、暮らしやすい活力ある地域社会を形成するためには、男女が共に地域社会に参画し、まちづくりを推進していくことが重要となっています。

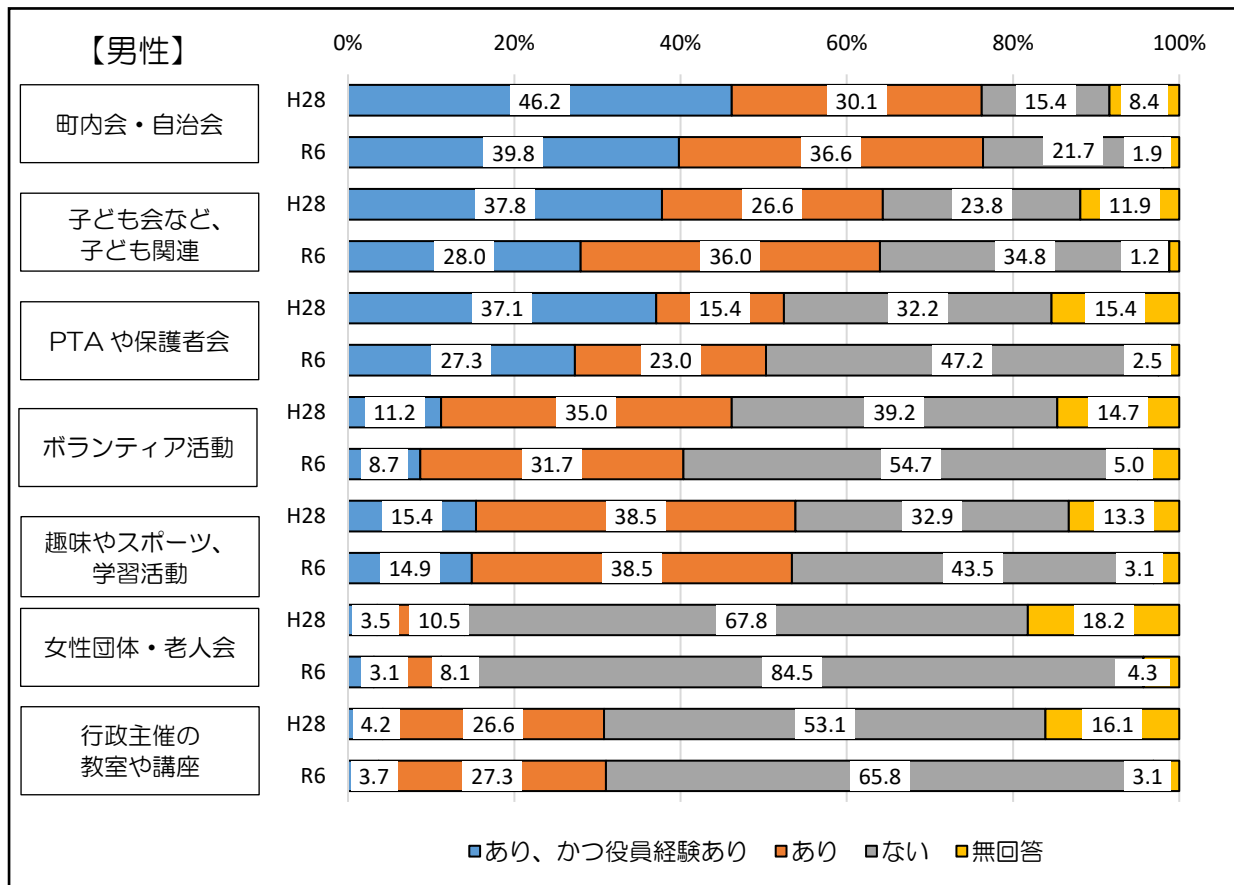
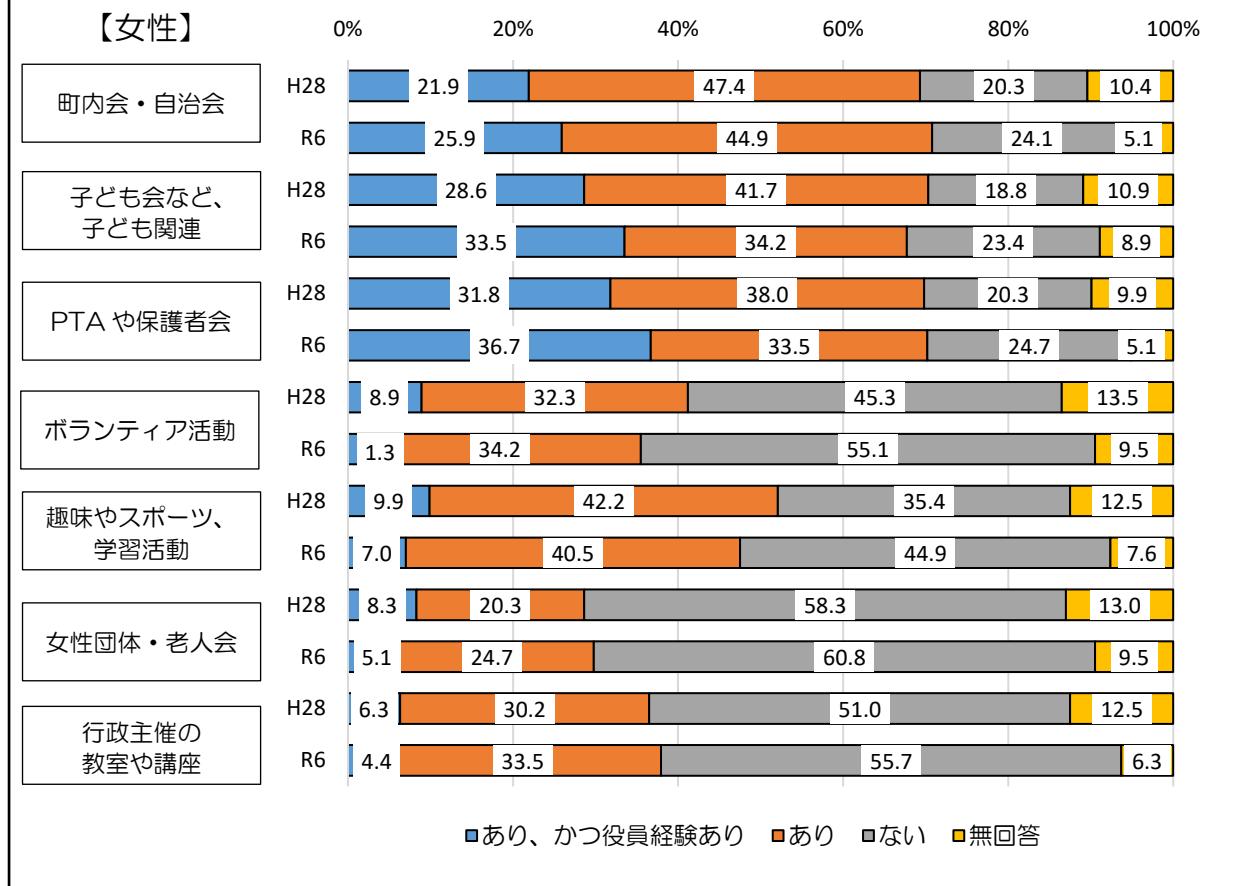
【数値目標】

内 容	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
「性別役割分担意識」において、「男女で仕事、家事・育児を分担」と思う人の割合	80.7%	85%



(平成 28、令和 6 年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より)

○地域活動への参加実態



(平成 28、令和 6 年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より)

【施策の方向】

(1) 固定的な性別役割分担の解消

施 策	概 要	担 当 課	区 分
男女共同参画に関する講演会等を開催し、固定的な性別役割分担意識の解消	町民に対して男女共同参画に関する講演会等を開催し、固定的な性別役割分担を解消するための啓発を行う。	秘書課	継続
広報紙やホームページ等による啓発活動	広報紙やホームページ等を活用して、固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。	秘書課	継続
教室・講座等における啓発活動	生涯学習で開催される教室や講座等において固定的な性別役割分担意識を解消するための啓発を行う。	生涯学習課 秘書課	継続

(2) 家事・育児・介護等に対する女性への適正な評価と男性の参画促進

施 策	概 要	担 当 課	区 分
男性の家事・育児・介護等への参画	男女が共に家事・育児・介護等に参画することの必要性について啓発を行う。	秘書課 総務課	継続
ワーク・ライフ・バランスの啓発	「ワーク・ライフ・バランス」についての啓発を行う。	秘書課 総務課	継続

(3) 地域活動への共同参画の推進

施 策	概 要	担 当 課	区 分
地域活動へ男女が共に参画	コミュニティ活動やボランティア活動、PTA 活動など地域社会への参画を促進するための啓発を行う。	学校教育課 生涯学習課 秘書課	継続

主要課題3 国際社会への参画の推進

【現状と課題】

国際婦人年以来、男女共同参画社会の形成に向けての取組は、国際的な取組と連動して進められています。近年、社会のあらゆる分野で情報化、国際化が進んでおり、男女共同参画の視点での国際理解や国際交流などを推進していくことが求められています。

当町においても、外国人の住民登録者数が、年々増加傾向にあり、国際的な立場での男女共同参画を進めていくことが求められます。

【施策の方向】

(1) 情報の収集と提供

施 策	概 要	担 当 課	区分
国際的な男女共同参画についての情報収集と提供	男女共同参画に関する国際的な動向について、情報を収集し、提供する。	秘書課	継続

(2) 国際理解と交流の推進

施 策	概 要	担 当 課	区分
国際社会を理解するための教育	国際的な視野を広げるための学習環境の整備を図る。	学校教育課	継続
国際理解や国際交流などの啓発	国際交流等の啓発活動を行う。	秘書課	継続
外国人に対する情報提供	町内に在住している外国人があらゆる分野へ参画できるような情報の提供と支援体制の充実を図る。	全庁	継続
外国人からの相談体制の充実	外国人からの相談を一元的に対応する外国人相談窓口の活用を図る。	秘書課	新規
多文化共生の推進	国際交流イベントや日本語教室等を開催し多文化共生の推進を図る。	秘書課	新規

基本目標Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

主要課題1 雇用の場における男女平等の確保

【現状と課題】

「男女雇用機会均等法」においては、募集、採用、配置、昇進、教育訓練等に係る男女の差別の禁止と企業の積極的かつ自主的な取組の推進、セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底が定められ、女性の労働環境の改善が進められています。

町民意識調査による職場における差別の実態の調査項目において、平成28年度と令和6年度の結果を比較すると、男女ともに「差別がある」と答えた人の割合が多く、多くの項目で減少しました。しかし、「男女で職務内容を固定的に分ける」（男性25.6%、女性21.1%）、「賃金、昇格などにおける男女格差」（男性8.8%、女性18.4%）、「育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気」（男性12.8%、女性14.0%）、「女性だけがお茶くみ、掃除などの雑用を期待される」（男性9.6%、女性14.9%）、などとなっており、依然として男女の不平等感がみてとれるため、職場における男女平等を図る取組がより一層求められています。また、農業、商工業等の自営業においても、職場環境の向上を目指し、男女平等を推進することが求められます。

【数値目標】

内 容	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
「職場における差別の実態」において、「差別はない」と答えた人の割合		
(1) 採用時の男女差別	55.3%	
(2) 賃金、昇格などにおける男女格差	50.0%	
(3) 女性が結婚や出産を理由に退職する慣例	53.7%	
(4) 育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気	55.3%	
(5) 性的いやがらせ（セクハラ）	69.5%	
(6) 男女で職務内容を固定的に分ける	50.0%	
(7) 女性だけがお茶くみ、掃除等の雑用を期待される	68.3%	
(8) 研修機会や研修内容での男女格差	64.6%	
		全項目 5%増加

【施策の方向】

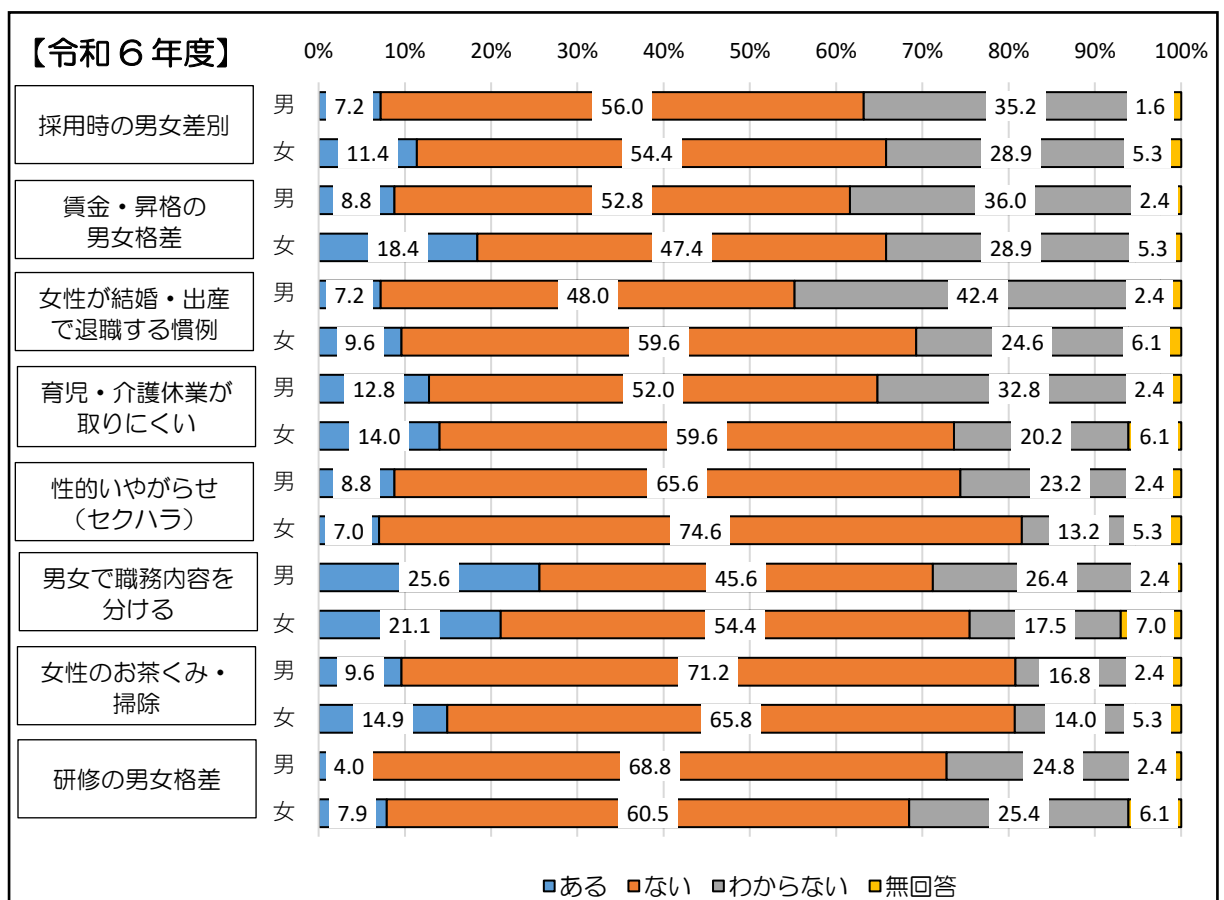
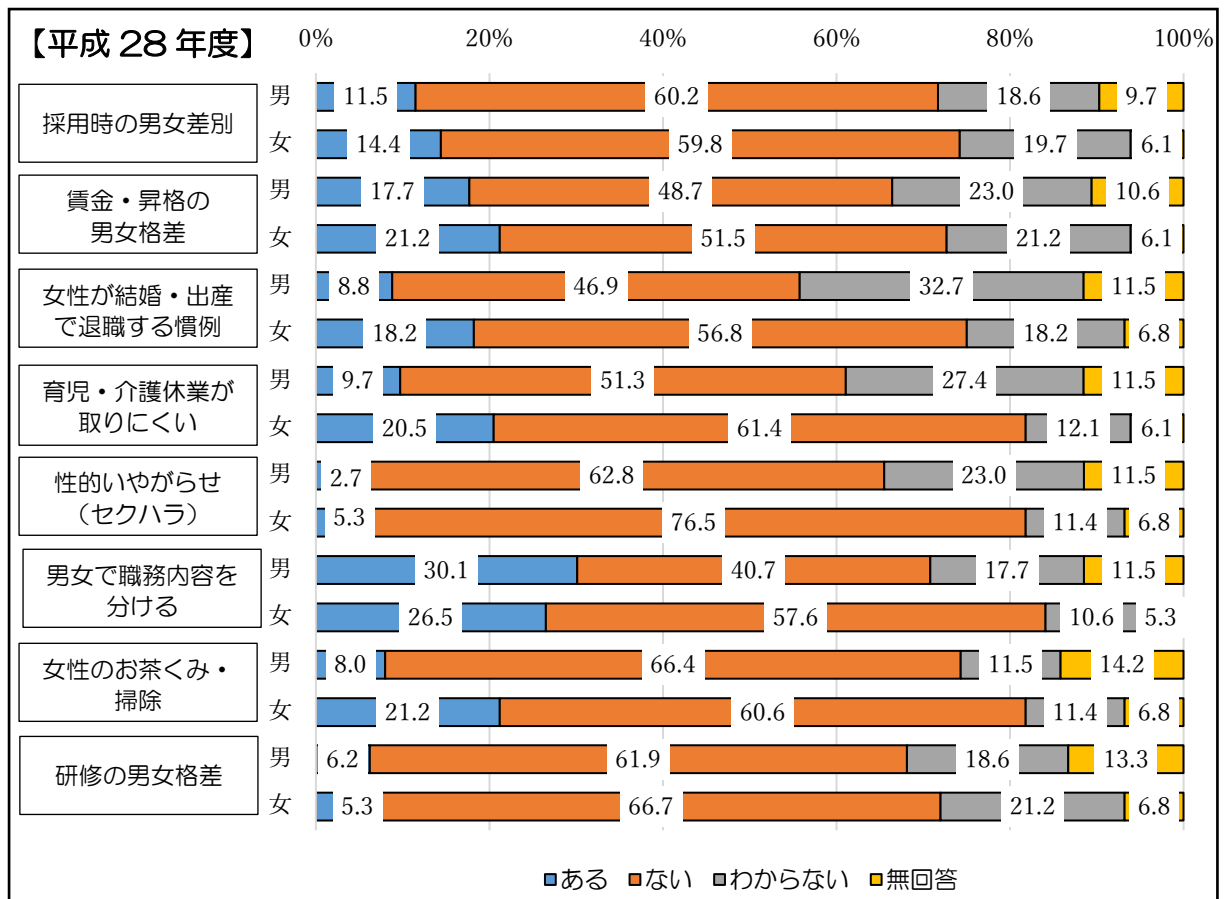
（１）雇用機会均等法等関係法の周知

施 策	概 要	担 当 課	区分
労働に関する法律等の情報提供	「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の周知のため、広報啓発活動を行う。	産業振興課	継続

（２）女性の能力発揮のための支援

施 策	概 要	担 当 課	区分
能力開発・向上のための支援	職域の拡大や職業能力の向上のための研修会や講習会等の情報収集を行い、提供する。	産業振興課	継続
就業や雇用に関する情報提供	ハローワークなどの関係機関と連携し、雇用促進のため情報提供を行う。	産業振興課	継続

○職場における差別の実態



（平成 28、令和 6 年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より）

主要課題２ 仕事と家庭の両立支援

【現状と課題】

町民意識調査によると、「仕事と家庭生活を両立させる上での悩み」では、男性が「仕事の負担が大きい」(21.6%)、女性が「家事の時間がない」(16.7%)と一番高い割合となっています。(41 ページ参照)。

また、「町政への要望」の調査項目において、全体で割合が高い項目は、「雇用の場の平等推進」(12.1%)、「保育サービスの充実」(10.6%)、「学習機会を増やす」「女性の再就職や起業を支援する施設の充実」(8.5%)となっています(42 ページ参照)。

女性は、職業の有無にかかわらず、家事・育児・介護等の多くの負担を担っており、特に働く女性には大きな負担となっています。このようなことから、男女が仕事と家事・育児・介護等を両立することができるような環境整備が必要となっています。

そこで、仕事と家庭を両立するための意識啓発を進め、労働時間の短縮や育児・介護休業制度の定着、保育制度の充実等を図る必要があります。

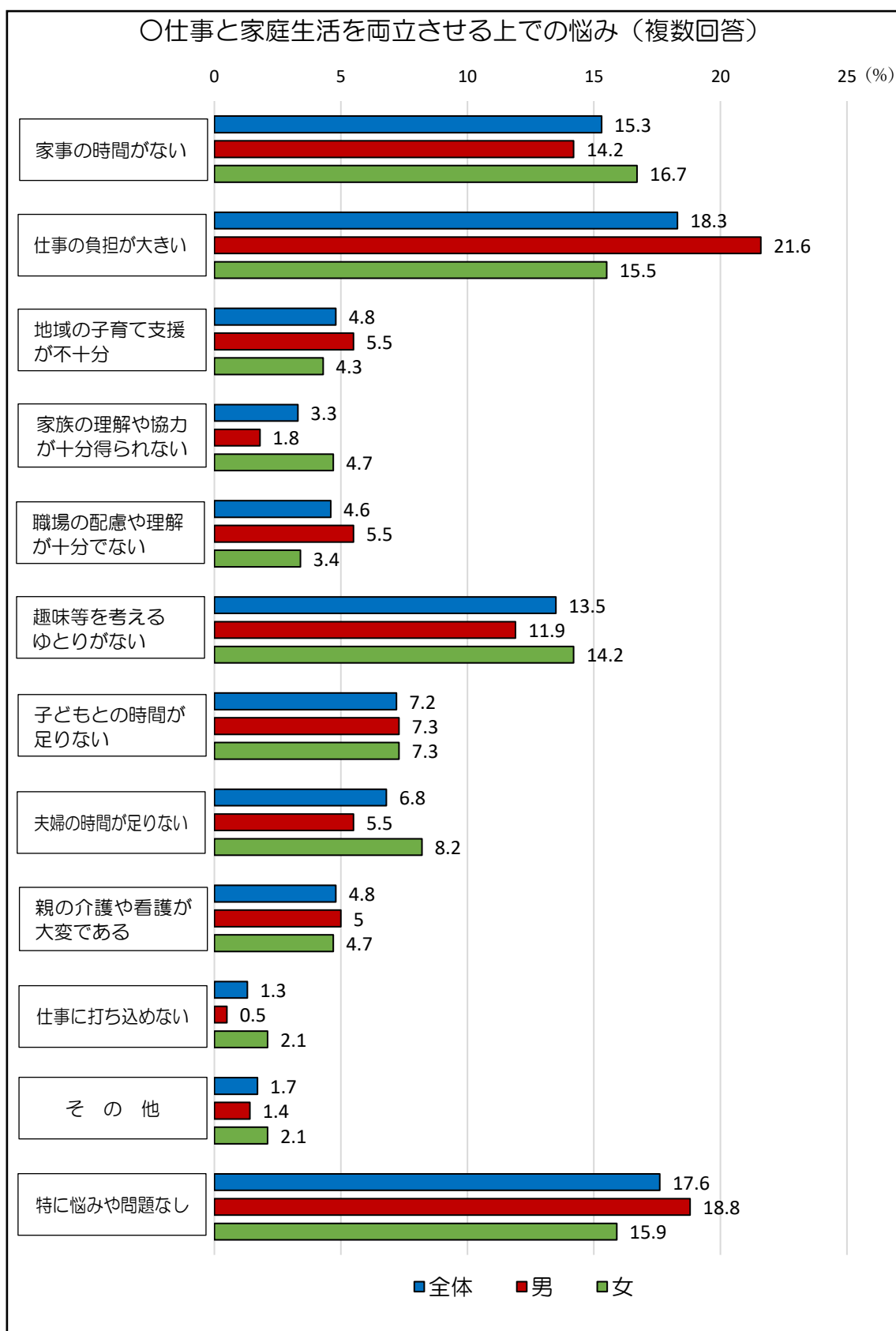
【施策の方向】

(1) 職場における両立支援の推進

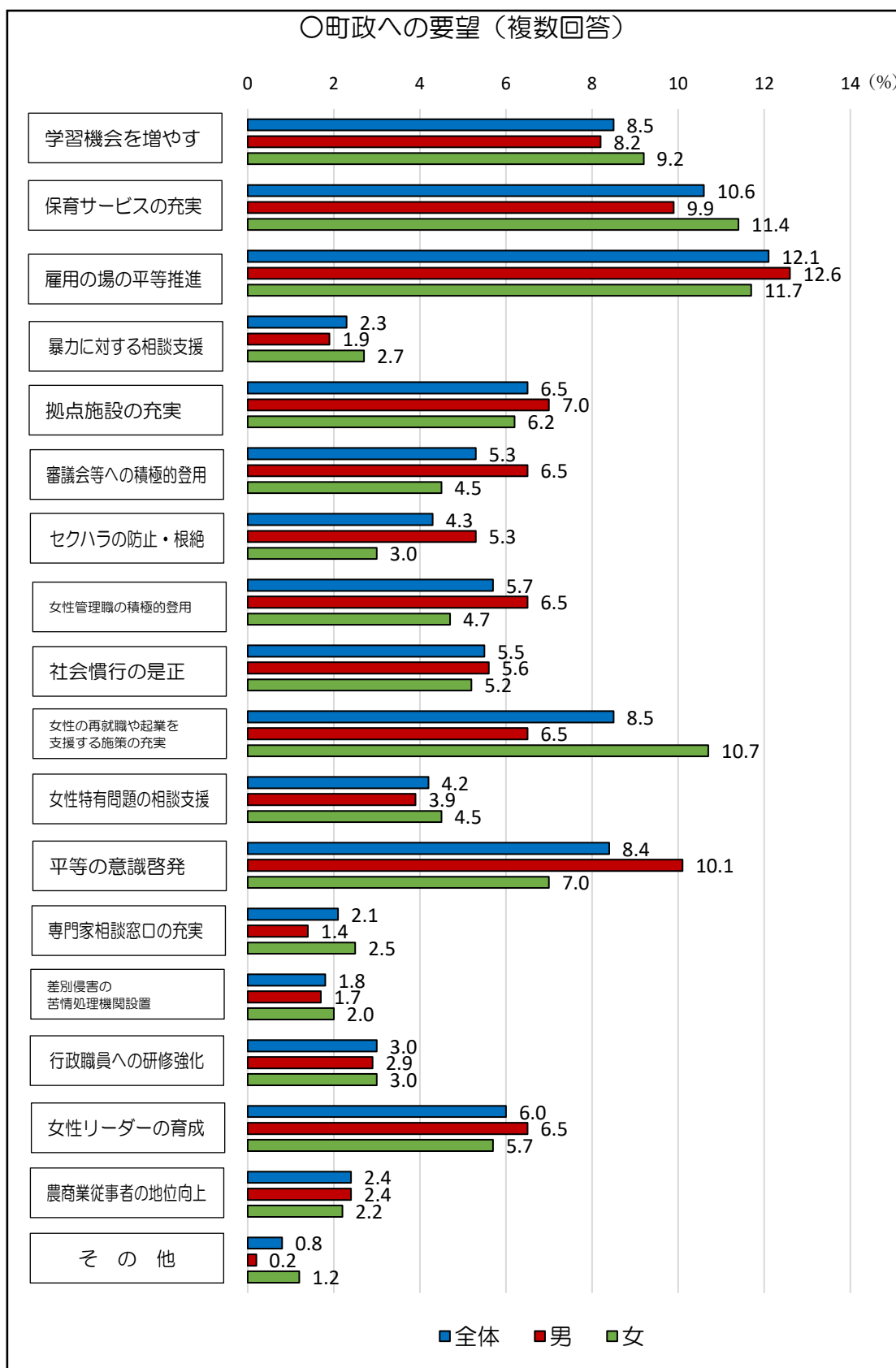
施 策	概 要	担 当 課	区分
仕事と家庭の両立に関する意識啓発	育児・介護休業法等の周知を図り、仕事と家事・育児・介護等の両立ができるような意識の啓発を行う。	産業振興課 秘書課 福祉介護課 こども家庭課 総務課	継続

(2) 子育て支援策の充実

施 策	概 要	担 当 課	区分
子育て支援体制の充実	放課後児童クラブ、一時保育促進、延長保育促進、地域子育て支援の促進等子育て支援の充実を図る。	こども家庭課	継続



（令和6年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より）



（令和 6 年度 八千代町男女共同参画に関する町民意識調査より）

主要課題3 多様な働き方への支援

【現状と課題】

町民意識調査によると、「町政への要望」の調査項目において、女性の回答割合が高かった項目は「雇用の場の平等推進」（11.7%）、「保育サービスの充実」（11.4%）、「女性の再就職や起業を支援する施策の充実」（10.7%）となっています。

女性の自立意識や就業意識が高まるなか、能力発揮のために就業の場の情報提供等の環境整備が必要となります。また、起業に必要な法律の知識や経営ノウハウ等能力の向上を図る必要があります。

農業、商工業などの自営業においても、女性は重要な労働の担い手となっているため、その労働に対する適正な評価をし、主体的に能力を発揮できるような環境づくりを進めることが求められます。

【施策の方向】

（１）多様な就業形態における労働条件の向上

施 策	概 要	担 当 課	区分
「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」「労働者派遣法」等に関する啓発	多様な働き方に応じた処遇や労働条件が確保されるように「育児・介護休業法」「パートタイム労働法」「労働者派遣法」等について周知、啓発を行う。	産業振興課	継続

（２）農業・商工業等自営業における労働条件の整備

施 策	概 要	担 当 課	区分
女性の経営参画の促進	農業・商工業等の自営業に従事する女性に対して、地域のリーダー育成や経営能力の向上等の支援を行う。	産業振興課 農政課	継続
家族経営協定の促進	就業条件、役割分担、家族経営方針など経営協定の周知と締結促進を行う。	産業振興課 農政課	継続

(3) 起業・再就職等への支援の推進

施 策	概 要	担 当 課	区分
起業する女性に対する支援	起業に向けたさまざまな情報の収集・提供を行う。	産業振興課	継続
再就職・再雇用制度の啓発・普及	妊娠・出産・育児・介護等を理由に退職した人についての再雇用制度の啓発・普及を行う。	産業振興課 福祉介護課	継続

基本目標Ⅳ 健やかで安心できる生活環境づくり

主要課題1 生涯を通じた健康への支援

【現状と課題】

超高齢社会を迎えて、男女ともに身体的・精神的に健康であることへの関心が高まっており、健康診断や健康相談などの健康支援が重要となっています。

特に、女性は、妊娠、出産など健康上、男性とは違った面があり、正しい知識や情報が必要となります。このため、学校における性教育等の充実が重要となっています。さらに、女性の生涯を通じた健康については、男女ともに関心を持ち、正しい知識や情報を得て認識を深めていくことが必要となります。

また、母子保健については、母子がともに健康であり、安心して子どもを生み育てられるよう支援の充実を図ります。

【数値目標】

内 容	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
直近1年間に健康診断を受けたと答えた人の割合	86.2%	90%

【施策の方向】

(1) 心と身体の健康づくりへの支援

施 策	概 要	担 当 課	区 分
健康診断や各種検診の充実	健康管理の重要性を啓発し、受診率の向上を図る。	健康増進課	継続
健康教室や相談体制の充実	健康の管理や増進についての啓発や相談について体制の充実を図る。	健康増進課	継続

(2) 母子保健サービスの充実

施 策	概 要	担 当 課	区 分
母子保健事業の充実	母子の健康を確保するため、乳幼児健診、予防接種、教育・訪問・相談など各種の事業の充実を図る。	こども家庭課 健康増進課	継続

主要課題2 子どもが健やかに育つ環境整備

【現状と課題】

近年、子どもが巻き込まれる事件・事故の増加やいじめ、ひきこもり、児童虐待などが大きな社会問題となっています。このため、子どもの人権についての意識啓発や関係機関との連携強化と対応体制の整備を進めるとともに、子どものための相談支援体制の整備が必要です。

当町では、平成27年に「地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち」を基本理念として「八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画に基づき、教育・保育及び子育て支援の計画的な提供と、子どもを健やかに育む環境づくり、安心・ゆとりの子育てを支える地域づくりを推進します。

【施策の方向】

(1) 子どもが健やかに育つ生活環境の整備

施 策	概 要	担 当 課	区分
子育て支援とサポーターの育成	子育て支援を行うとともに、子育てサポーターの育成を図る。	生涯学習課 社会福祉協議会	継続
子育てサポート制度の充実	育児の援助を行いたい者と当該援助を受けたい者からなる会員組織で、地域において会員同士が相互援助活動を行う。	社会福祉協議会	継続
一時保育促進事業の充実	保育所等の入所対象とならない就学前の児童で、保護者が傷病、災害、事故、冠婚葬祭、私的事由等で、緊急的・一時的に保育が困難になったとき、保育所等で一時的に預かる。	こども家庭課	継続
延長保育促進事業の充実	保育所等の開所時間を延長して預かる。	こども家庭課	継続

施 策	概 要	担 当 課	区分
放課後児童クラブの充実	昼間保護者のいない小学1年から6年までの児童に対し、放課後児童クラブにおいて、適切な遊び及び生活の場を与える。	こども家庭課	継続
食育の推進	行政、認定こども園、保育園、学校等の関係者による食育支援ネットワークの構築とともに、食育の啓発・普及を図る。	健康増進課 こども家庭課 学校教育課 産業振興課	継続

(2) 児童虐待防止の推進

施 策	概 要	担 当 課	区分
児童虐待防止についての啓発・普及	各種行事及び窓口等で児童虐待防止についての啓発・普及を図る。	こども家庭課 健康増進課 学校教育課 生涯学習課	継続
関係機関との連携強化	いばらき虐待ホットライン、子どもホットライン等県との整合性を図り、児童相談所、警察、保健所等関係機関との連携を強化する。	こども家庭課 健康増進課 学校教育課	継続

(3) 子どものための相談支援体制の整備

施 策	概 要	担 当 課	区分
民生委員・児童委員による子どもに関する相談	民生委員・児童委員が子どもに関する各種の相談を実施する。	こども家庭課 福祉介護課	継続
心配ごと相談	相談員を配置し、子どもに関することの相談を実施する。	社会福祉協議会	継続
子どもの発育に応じた相談	保健相談、栄養相談、歯科相談など、子育ての悩みや不安の解決を図る。	こども家庭課 健康増進課	継続

主要課題3 高齢者、障がい者等に対する自立支援

【現状と課題】

高齢者や障がいのある方が、生涯にわたり健康で、豊かな活力ある生活をし、社会に参画できるように支援していく必要があります。

当町では、高齢化率が30.7%（令和2年10月1日現在）となり、令和12年には34.9%になると見込まれています（10ページ参照）。令和6年には、「高齢者がいきいき暮らせる 支え合いのまちづくり」を基本理念として「やちよはつらつプラン※1（第9期）」を策定しました。この計画に基づき、高齢者が健康で生きがいをもち、安心して生活できるよう介護サービスや高齢者福祉サービスの充実を図っていきます。

また、八千代町第6次総合計画の健康・福祉分野の目標でもある、誰もが健康で、いきいきと暮らせるまちの実現に向け、障がいのある方の自己決定を尊重した総合的な支援や、障がいのある方の特性に配慮した総合的な取り組みの推進、アクセシビリティの向上を基本方針とした「八千代町障がい者プラン※2」を令和6年に策定しました。

【施策の方向】

（1）高齢者・障がい者の自立支援

施 策	概 要	担 当 課	区分
高齢者の社会参画の促進	活力と生きがいのある生活を送れるよう、高齢者の多様性・自発性を尊重しながら、社会参画を促進する。	福祉介護課 生涯学習課	継続
障がい者の社会参画の促進	生きがいや楽しみが感じられるスポーツ・レクリエーション活動について、参画を促進する。	福祉介護課 生涯学習課 スポーツ振興課	継続
高齢者の自立支援	文化・スポーツ・レクリエーション活動や雇用・就労についての情報提供など自立支援を行う。	福祉介護課 生涯学習課 スポーツ振興課	継続
障がい者の自立支援	雇用・就労等、自立した生活ができるよう支援を行う。	福祉介護課 産業振興課	継続

施 策	概 要	担 当 課	区 分
バリアフリー化の推進	高齢者や障がい者の社会参画を促進するため、公共施設、公園等のバリアフリー化を推進する。	福祉介護課 生涯学習課 スポーツ振興課 都市建設課 財務課 産業振興課	継続

(2) 社会全体での介護支援・障害福祉サービスの充実

施 策	概 要	担 当 課	区 分
介護保険・障害福祉サービスの基盤整備	安心して必要なサービスが受けられるよう充実を図る。	福祉介護課	継続
地域支援体制の促進	日常生活や社会参画を支援する各種ボランティア活動の促進を図る。	福祉介護課 社会福祉協議会	継続

※1 やちよはつらつプラン

第9期介護保険事業計画と高齢者福祉計画を一体的に策定したもの

※2 八千代町障がい者プラン

第4期障害者計画改訂と第7期障害福祉計画、第3期障害児童福祉計画を一体的に策定したもの

第3章

計画の推進体制

計画の推進体制

男女共同参画社会の実現を図るために、町の推進体制を充実させ、率先して取り組みます。

1 役所内における組織の充実

(1) 男女共同参画専任職員の配置検討

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、専任職員の配置を検討します。

(2) 職員への啓発

町の行政全体に男女共同参画の視点を反映させるため、職員すべてを対象に男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画の研修や情報提供の充実を図ります。

2 推進体制の充実

(1) 計画の進行管理

計画を着実に推進していくために、関係事業の進捗状況の確認や評価を行います。

(2) 調査研究と情報の収集及び提供

男女共同参画に関する施策を効果的に推進していくために、定期的に町民意識調査等各種調査を実施し、町民の男女共同参画についての現状とニーズを把握するとともに、男女共同参画に関する国際的な動向、国や県の動向、近隣市町村の動向、民間団体などの動向についての情報の収集を行います。

(3) 男女共同参画を推進するための拠点機能の整備

町民が、男女共同参画に関する情報の収集、発信、交換等を自主的に活動できるような拠点機能の導入について検討します。

3 連携の強化

(1) 町民・団体・事業所との協働

男女共同参画社会の実現のために、町民・団体・事業所など地域の人と行政が共に連携し、町民一人ひとりの自主的な行動によって、意識改革や各施策を推進します。

(2) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画社会の実現のために、国・県・近隣市町村や関係機関との連携と協力体制の強化を図ります。

4 目標値の設定

本計画の推進にあたって、基本目標ごとに次のように目標値を定め、評価・見直しを行います。

基本 目標	内 容	現況値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
Ⅰ	「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合	69.9%	75%
	「男女の地位の平等感」において、「家庭生活」が平等と思う人の割合	35.2%	40%
	「DV の被害実態」において経験がある人の割合 A ののしったり大声でどなったりする B 外出を禁じたり、交友関係を監視する C げんこつで殴ったり足でけったりする D いのちの危険性を感じるような暴力をふるう	A 29.8% B 10.2% C 7.2% D 2.7%	全項目 0%
Ⅱ	町の審議会・委員会等の女性の構成割合	審議会等 16.3% 委員会等 15.2%	30%
	「性別役割分担意識」において、「男女で仕事、家事・育児を分担」と思う人の割合	80.7%	85%
Ⅲ	「職場における差別の実態」において、「差別はない」と答えた人の割合 (1) 採用時の男女差別 (2) 賃金、昇格などにおける男女格差 (3) 女性が結婚や出産を理由に退職する慣例 (4) 育児・介護休業を取りにくい職場の雰囲気 (5) 性的いやがらせ（セクハラ） (6) 男女で職務内容を固定的に分ける (7) 女性だけが泡茶くみ、掃除等の雑用を期待される (8) 研修機会や研修内容での男女格差	(1) 55.3% (2) 50.0% (3) 53.7% (4) 55.3% (5) 69.5% (6) 50.0% (7) 68.3% (8) 64.6%	全項目 5%増加
Ⅳ	直近 1 年間に健康診断を受けたと答えた人の割合	86.2%	90%

資料編

第2次八千代町男女共同参画プラン後期基本計画策定の経過
八千代町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱
八千代町男女共同参画プラン検討委員会委員名簿
男女共同参画に関する町民意識調査の概要

第 2 次八千代町男女共同参画プラン後期基本計画策定の経過

年 月 日	内 容
6 月 20 日～ 7 月 26 日	各課にて前期基本計画で定めた施策の進捗状況の確認及び内容の見直し
8 月 22 日	第 1 回プラン検討委員会 ・ 委嘱書交付 ・ 役員選出 ・ 策定方針、スケジュール等の説明
9 月 5 日～ 24 日	男女共同参画に関する町民意識調査の実施
9 月 24 日～ 11 月 22 日	第 2 次プラン後期基本計画（案）の作成 ・ 各課からの報告事項取りまとめ ・ 町民意識調査の結果取りまとめ
12 月 6 日	第 2 回プラン検討委員会 ・ 第 2 次プラン後期基本計画（案）の諮問 ・ 第 2 次プラン後期基本計画（案）について
	以後、策定までの経過を記載予定

八千代町男女共同参画プラン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 八千代町における男女共同参画に関する現状と課題を総合的に検討し、男女共同参画社会の実現を図るため、八千代町男女共同参画プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成に向けた施策及び男女共同参画プランの策定に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員の選任にあたっては、男女の意見がバランスよく反映されるよう、委員の男女比率に配慮しなければならない。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関及び関係団体の構成委員

(3) 一般町民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

4 副会長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画行政担当課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日訓令第27号）

この訓令は、公布の日から施行する。

八千代町男女共同参画プラン検討委員会委員名簿

	氏 名	区 分	備 考
1	荒 井 千代子	関係機関及び関係団体の構成委員	
2	飯 岡 克 己	関係機関及び関係団体の構成委員	
3	北 島 直 廣	関係機関及び関係団体の構成委員	副会長
4	杉 山 まゆみ	関係機関及び関係団体の構成委員	
5	相 馬 悟 子	関係機関及び関係団体の構成委員	
6	染 野 コ ミ	関係機関及び関係団体の構成委員	
7	高 野 尚 子	関係機関及び関係団体の構成委員	
8	中 山 優 子	関係機関及び関係団体の構成委員	
9	長 屋 雄 治	関係機関及び関係団体の構成委員	
10	新 城 雪 子	関係機関及び関係団体の構成委員	会 長
11	西 村 紀 子	関係機関及び関係団体の構成委員	
12	谷 中 溪	関係機関及び関係団体の構成委員	

男女共同参画に関する町民意識調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、男女共同参画に関する町民の意識、実態を総合的に把握し、男女共同参画プラン策定のための基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査の対象と調査の方法

- (1) 調査対象者 町内在住の20歳以上の住民 1,000人
- (2) 抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- (3) 調査方法 郵便による配布及び回収

3. 回収結果

(平成28年度)

	配布数	回収数	無回答数	有効回収数
実数	1,000人	362人	27人	335人 (男性143人、女性192人)
比率	男性500人 女性500人	36.2%	2.7%	33.5% (男性28.6%、女性38.4%)

(令和6年度)

	配布数	回収数	無回答数	有効回収数
実数	1,000人	334人	2人	332人 (男性161人、女性158人、 その他13人)
比率	男性500人 女性500人	33.4%	0.2%	33.2% (男性32.2%、女性31.6%、 その他1.3%)

第 2 次八千代町男女共同参画プラン後期基本計画

令和 7 年 3 月発行

八千代町 秘書公室 秘書課

〒300-3592

茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1 1 7 0 番地

TEL0296-48-1111（代）